

平成21年第3回基山町議会（定例会）会議録（第3日）						
招集年月日	平成21年9月11日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成21年9月15日	9時29分	議長	酒井恵明	
及び宣告	散会	平成21年9月15日	15時38分	議長	酒井恵明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名 欠員1名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	大山勝代	出	8番	林博文	出
	2番	重松一徳	出	9番	大山軍太	出
	3番	後藤信八	出	10番	松石信男	出
	4番	鳥飼勝美	出	11番	原三夫	出
	5番	片山一儀	出	12番	平田通男	出
	6番	品川義則	出	13番	池田実	出
				14番	酒井恵明	出
会議録署名議員	13番	池田	実	1番	大山勝代	
職務のため議場に出席した者の職氏名	（事務局長） 古賀敏夫		（係長） 古賀初美		（書記） 毛利博司	
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	小森純一	こども課長	内山敏行		
	教育長	松隈亞旗人	農林環境課長	吉浦茂樹		
	総務課長	大石実	まちづくり推進課長	平野勉		
	企画政策課長	小野龍雄	会計管理者	高木英文		
	税務住民課長	安永靖文	教育学習課長	毛利俊治		
	健康福祉課長	岩坂唯宜	代表監査委員	濱田慧		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1

一般質問

1. 重松 一 徳

- (1) 新型インフルエンザ対策について
- (2) 入札改革と公契約条例について
- (3) 行政全般について

2. 片山 一 儀

- (1) 行政一般

3. 松石 信 男

- (1) 国保一部負担金減免制の運用改善について
- (2) 新図書館の建設と図書の広域貸出しについて
- (3) 総選挙の結果について

4. 平田 通 男

- (1) 財政状況について
- (2) 住民サービスの向上について
- (3) 下水道事業について

～ 午前 9 時 29 分 開議 ～

議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議いたします。

日程第 1 一般質問

議長（酒井恵明君）

日程第 1 . 一般質問を議題とします。

まず初めに、重松一徳議員の一般質問を行います。重松議員。

2 番（重松一徳君）（登壇）

皆さんおはようございます。2 番議員の重松です。よろしくお願いいたします。

今回、3 項目について質問いたしております。

まず初めに、3 月議会、6 月議会でも質問いたしました新型インフルエンザ対策について質問いたします。しつこいぐらい質問するわけですが、対応を誤れば取り返しがつかない甚大な被害が予想されるだけに、今回も質問させていただきます。

佐賀県発表では、現在発生している新型インフルエンザで県内人口85万5,000人のうち、来年1月までに17万人が発症し、うち2,600人が入院、256人が自発呼吸ができなくなり、人工呼吸器が必要な重症化になると言われています。当初強毒性の新型インフルエンザが発生した場合の想定では、佐賀県内では死亡者数が1,100人から4,300人と想定されていた数字だけを見ると、現在発生している弱毒性の新型インフルエンザが季節性通常インフルエンザと変わらないみたいな誤った解釈がされていますが、これは大きな誤解です。いつ突然変異して弱毒性から強毒性になるかもわからない、また、だれも免疫を持たないという点では十分に警戒し、正確な情報を発信し、予算面からも十分な対策を組まなければならないということとをまず申し上げまして、6 点について質問いたします。

まず第 1 点は、対応行動計画や職員の事業継続計画の策定が終わっているのかという点です。当初 3 月議会のときの答弁では、11 月ぐらいに策定したいという答弁でした。しかし、6 月議会の健康福祉課長の答弁では、9 月以前になることは間違いない、今のところ 7 月か 8 月にはできるという答弁でした。その後の推移についてまず説明をしていただきたいと思います。

また、職員への周知徹底はされているのかについてもお伺いをいたします。

2点目は、9月になり学校も2学期が始まり感染拡大が心配される中で、保育園の休園や小・中学校の休校、あるいは学級閉鎖もどのような基準で行うのかという問題があります。6月議会でも質問いたしましたけれども、そのときの回答は、県内や福岡県内の発生では休校は考えていないという回答でありました。そして県の指導を仰ぐということでした。しかし、全国的にも、また県内を見ても休校等の対応をとる地域がありますし、具体的な基準を設けることは大変重要だろうというふうに思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

3点目は、具体的対応になるわけですけれども、小学校が休校した場合、児童は自宅待機になります。発症すれば当然病院にかかったり、自宅で安静したり、家族の介護も必要になります。しかし、放課後児童クラブ、学童保育も閉鎖した場合、健康な児童の家庭は就労する親などは不在になります。小学校の休校と学童保育の閉鎖を同一レベルでは見られない問題もあるのではないかとこのように考えますけれども、どのようにお考えでしょうか。

4点目は、6月議会で感染防護マスクの備蓄が5,000枚、6月補正で5,000枚の合計1万枚の備蓄になるとの答弁でした。私は大変不十分であり、生徒・児童への配布計画はどのようになっているのかと質問いたしました。健康福祉課長は学校での生徒・児童への配布については、学校の消耗品の予算で購入できるので、町では準備しないという答弁でしたが、園児、児童・生徒が使用する感染防護マスクの備蓄は現在どのようになっているのか、また配布計画はどのようになっているのか、説明をお願いいたします。

5点目につきましても6月議会で質問いたしました。県は当面イベント等の中止は要請しないという対応のもとに、各自治体も独自の判断が求められるわけですけれども、秋から年末にかけて感染拡大が懸念される中、各種イベントも計画されています。どのような基準でこのイベントの中止や延期を決められる予定でしょうか。

新型インフルエンザ対策の最後の質問にもなりますけれども、新型インフルエンザワクチンの絶対数が不足するとの報道が今、現実、新聞・テレビでも報道されております。不足分を外国から輸入との報道もあります。現在、国・厚生労働省がワクチン接種順位を模索しておりますけれども、町としてどのようにお考えなのか、基本的なことですけれども、質問したいと思っております。

次に、入札改革と公契約条例について質問いたします。

まず、地方自治法では各自治体が物品やサービス、請負などの契約をする際には一般競争

入札、指名競争入札、随意契約、競り売りと4種類の方法があるわけですが、基山町は指名及び競争入札、随意契約の入札基準をどのようにしているのか、簡単にまず説明をお願いいたします。

2点目に、自治体が行う事業は地場産業の育成を含む中で公共サービスの提供です。最低制限価格とは、予定価格に一定率を乗じた最低制限価格をあらかじめ設定し、これを下回った入札価格は無効にする制度です。本町ではなぜ設けていないのか、まず説明をお願いいたします。

3点目に、入札予定価格が正当な金額なのかという問題があります。これをだれが判断するのかという問題です。

入札予定価格を決定するのは当然町長であることはわかっています。この予定価格の積算基準を各省庁が出している積算マニュアルもありますけれども、積算基準、単価の本もあります。こういうのも含めて、基山町独自も積算基準を設けているというふうに思います。これらに基づいて決定された入札予定価格が大きく世間相場や他市町の入札予定価格と隔離していないのかという判断をだれがするのかという問題です。

4点目の質問は、現在の入札制度は安い金額で落札した業者が受注する価格入札です。しかし、現在、自治体で求められているのは環境への配慮、障害者の法定雇用の達成も含む福祉の向上、男女共同参画や不当労働行為企業の排除を初め、労働基準法、労組法の遵守義務があります。これらを重要施策として政策入札へ転換するためにも、自治体公契約条例の制定を基山町でもしていただきたいというふうに考えておりますけれども、そのお考えはありますか。

質問事項3点目に、行政全般について質問いたしております。

行政全般という大ざっぱな言い方をしているのは、国、県、そしてこの基山町各自治体との関係についても質問したいということで、今回、こういうふうに行政全般というふうに書いております。

国と県、そして地方とのあり方の見直しも今回の第45回の衆議院選挙の焦点にもなりました。国の直接事業への県への負担や国と地方への税の配分問題など、地方分権促進の声も全国自治会からもありました。その観点に立って、国と県、そして今回は佐賀県と基山町のあり方について、見直しも含めて具体的問題について2点について質問いたしております。

まず第1点、森林基幹道九千部山横断道について質問いたしておりますけれども、これに

ついて少し説明をいたします。

この森林基幹道九千部山横断道は、国、県が50%を支出して行っている事業で、工事期間は平成3年から平成26年までの期間です。総事業費は89億円です。起点は基山町の柿ノ原の基山・平等寺線の葬祭公園横から鳥栖市、みやき町、上峰町、吉野ヶ里町をまたぐ総延長22.3キロの林道です。基山町内のこの山林林道は1.13キロです。平成13年度までには基山町内の工事は完了しております。

そこで質問ですが、まず、2年前に大雨によりのり面崩落事故が起こり修復工事が行われました。経済建設常任委員会、現在の産業環境常任委員会ですけれども、現場視察も行いました。今回、修復工事が完了しましたが、そのほかにも危険箇所や崩落がされる箇所があるというふうに私たちはその当時把握しておりますけれども、これについて基山町のほうは把握されているのか、まず質問いたします。

2点目に、鳥栖市の一部の工事が残っている状況で、全体の進捗状況は95%を超えています。県から基山町へ管理移管されるのをどのように思われますか。管理移管を拒否できるのでしょうか。今後、県と町とのかかわりに関する問題でもあろうかと思しますので、答弁をよろしくお願い申し上げます。

最後に、都市計画について質問いたしております。

昨年、町長の2期目のスタートの3月議会で、町長の所信について一般質問を行いました。その中で、基山町の将来像をどのように町長は描いているのか、わかりづらいということもまた申し上げました。私は、第4次総合計画や基山町都市計画マスタープランを実効あるものに、施策を進める町長の姿勢に大変不安をまた覚えています。

そこで、2点について質問をいたします。

1点目は、都市計画審議会が開催されなくなって久くなるわけですがけれども、なぜ開催されないのでしょうか。その理由をまず答弁をお願いいたします。

最後に、新たな工場誘致や新たな住宅団地開発等も含めて、都市計画をどのように進めるのか、そして作成の見直しもどのようにしていくのかという回答もお願いいたしまして、第1回目の質問を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

重松一徳議員の御質問に答えをさせていただきます。

まず1つ目は、新型インフルエンザ対策についてということで、(1)の対応行動計画、職員の事業継続計画の策定は終わっているのかと、職員への周知徹底はされておるかということですが、事業継続計画を含んだ対応行動計画の原案を作成し、現在、庁議等で協議中でございます。職員への周知を含めて、今月下旬をめどにできるだけ早く行いたいというふうに思います。

(2)保育園の休園、小・中学校の休校や学級閉鎖をどのような基準で行うかということです。小・中学校の学級、学年、学校閉鎖を行う目安を新型インフルエンザによる欠席者等が1割程度確認された場合とし、その期間は7日間といたします。保育園についても基本的には学校の対応と同じ考えで行います。

(3)休校した場合、学童保育はどのようにするかということですが、学校が休校になった場合は学童保育も休みます。

(4)の園児、児童・生徒が使用する感染防護マスクの備蓄はしているのか、配布計画はどのようになっているのかということですが、小・中学校は児童・生徒が感染予防として通常使うマスクは各家庭での準備をお願いしたいと思っておりますが、緊急用やマスク着用を忘れた児童・生徒のために、各学校とも5日分を備蓄するようにしております。保育園については、3歳児以上の園児分として300枚を発注しております。配布計画については、現段階では園内で発生した場合など必要に応じて配布したいと考えております。

(5)の感染拡大が心配される中、不特定多数が集まるイベントや70周年記念事業をどのように行うのか、また、中止、延期の基準は何かということですが、会場に消毒液を設置し、必要に応じて保健師を配布(140ページで訂正)いたします。中止や延期を行う場合は、学校等の集団感染の発生状況や鳥栖保健福祉事務所の情報をもとにその都度協議し、対応したいと思っております。

(6)のワクチンの絶対数が不足すると報道されておるが、ワクチンの接種順位をどのように進めるかということですが、9月4日に厚生労働省は新型インフルエンザのワクチンについて接種対象者の優先順位案を発表しました。診療に当たる医療従事者を最優先とし、妊婦と持病のある人、小学校就学前の小児、1歳未満の乳幼児の両親の順で計1,900万人を最優先グループとしました。国内で生産する1,800万人分のワクチンを10月下旬から順次接種し、足りない分は輸入ワクチンで賄い、小・中・高校生、65歳以上の高齢者にも接種対象

を広げることで検討に入るようでございます。

基山町については、今後、国、県の情報や指示に基づいた対応を考えております。

また、県の現在の対応については集団感染予防を重点的に行っています。これはなるべく大量感染や蔓延状態にならないための予防策であり、医療機関への受診がパンク状態にならない方策にもつながるものと思われま。さらに、今後の感染拡大とともに、妊婦、乳幼児、透析患者等の重症例が増加することが懸念されていますので、重症度に応じた医療体制の取りまとめを予定されているようでございます。

2の入札改革と公契約条例についてでございます。

(1)指名競争入札、一般競争入札、随意契約等の基準は何かということです。地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に基づき、基山町契約規則で定めております。具体的には、1、工事または製造の請負は1,300千円、2、財産の買入れは600千円、3、物件の借入れは400千円、4、財産の売り払いは300千円、5、物件の貸し付けは300千円、6、それ以外のものは500千円までを随意契約によることができるとしてあります。よって、これを超える額の場合は競争入札によることとしてあります。(発言する者あり)失礼しました。2の財産の買入れは800千円でございます。訂正させていただきます。

なお、平成6年に建設省から出された通達により、一般競争入札を導入すべき大規模工事の金額について2,430,000千円とされたことから、基山町においてもそのように取り扱うこととしてありますので、現在の競争入札の多くは指名競争入札の方法で実施しております。

(2)の最低価格はなぜ設けないのかということですが、平成17年に公共工事の品質確保の促進に関する法律が施行され、今般、低入札調査基準価格の設定範囲は予定価格の10分の7から10分の9の範囲となっております。基山町の工事入札の平均落札率は昨年度は91%でした。低入札調査基準価格の設定範囲に照らしても基準以上の率となっていることから、十分に品質の確保ができると考えておりますけれども、最低制限価格導入についても検討してまいります。

(3)入札予定価格が公正な金額かはだれが判断するかということですが、建設工事や測量設計等のコンサルタント業務はそれぞれの工種に応じた公共単価を用いて設計し、町長が予定価格を設定しております。そういう意味では、公共的に正当な設計金額に基づく予定価格ですので、だれかの判断で設定されるものではないと考えますが、最終的に設計の決裁をするということ言えば町長ということになるかと思ひます。

(4)価格入札から政策入札へ転換するために、公契約条例を制定する考えはということですが、現在の入札制度は、可能な限り安い価格での調達を行うことで税金の無駄をなくすという考え方に基づいて行っております。しかし、品質保証の面からも価格だけを判断基準とする価格入札から価格以外の要素を基準に加えた総合評価入札への転換が言われており、昨年度は基山町においても1件の工事について総合評価方式による入札を行いました。価格以外の要素として、性能、機能、技術力、さらには環境配慮や福祉、男女共同参画、厚生労働などの社会的な価値を加えた政策入札への入札改革が叫ばれておりますが、今後の社会情勢や基山町の財政状況、また近隣市町の動向を勘案して検討しなければならないと考えます。

3の行政全般についてでございますが、森林基幹道九千部山横断線についてでございます。

(1)2年前にのり面崩壊で修復工事が行われましたが、その他の危険箇所は把握しているのかということですが、その他の危険箇所も同時に補修してありますので、あとは路面の補修のみと思っております。

(2)本町に移管することを町として望むのか、移管を拒否することができるのかというお尋ねですが、今の情勢からすると、移管は正直なところ望みたくないのですが、この事業を始める段階、平成2年ではありますが、事業完了後はそれぞれの自治体に移管すると聞いておりますので、移管を拒否するのは無理だと思っております。

次に、都市計画について、都市計画審議会が開かれぬのはなぜかということですが、都市計画審議会条例に第2条(所掌事務)ということで、「審議会は、町長の諮問に応じ次に掲げる事項について調査審議する。」とございます。その(1)が「本町が定める都市計画に関すること。」、2つ目が「都市計画について本町が提出する意見に関すること。」、それから3つ目に「その他町長が都市計画上必要と認める事項に関すること。」とあります。これらに照らして、現在、具体的に差し迫った諮問案件がないということのために開いていないということでございます。

それから、(2)の新たな工場誘致や新たな住宅団地開発等を含めた都市計画を策定すべきではないかということですが、基山町のさらなる工場誘致や住宅団地開発が必要だというふうには思っておりますが、余り広い土地もないこと、また、現在全般的策定の見直しや新たな都市計画は難しいと。むしろ具体的な開発業者、購入者、用途事業計画などがはっきりした小規模な地区開発のほうがよいというふうには思っております。

以上でございます。（発言する者あり）

申しわけございません。訂正をさせていただきます。1の新型インフルエンザ対策の(5)でございます。そこで、会場に消毒液を設置し、必要に応じ保健師を「配布」と申し上げたそうでございますけれども、これは「配置」でございますので、よろしく願いいたします。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

多岐にわたって質問しておりますので、コンパクトにまとめながら2回目の質問を行いたいというふうに思っております。

この新型インフルエンザ対策、大変大事な中身になってくるというふうに申し上げました。今回の総選挙で大きく政治の枠組みが変わりました。9月9日に民主党、社会民主党、国民新党が連立政権樹立に当たった政策合意を行いました。10項目にわたって政策合意を行いましたけれども、その第1項目に速やかなインフルエンザ対策、災害対策、緊急雇用対策というふうに上がっています。国としてもこの新型インフルエンザ対策が大変大事だというあらわれのこの政策合意だろうというふうに考えております。

そういう中で、基山町の対応、大変私は遅いなというふうに思っております。まずこの対応行動計画、そして事業継続計画については、どうしてもこれは当初国、県もそうでしょうけれども、強毒性、鳥新型インフルエンザを想定してつくっておりますので対応がおくれております。しかし、現在今発生しているのが弱毒性の豚新型インフルエンザということで、この対応のくれもまたあるのかなというふうにも思っております。できるだけ早く本当これ作成していただいて、職員に周知徹底をしていただきたいということで、これについてはもう回答を求めません。

それで、2点目の保育園、小・中学校の休校した場合の取り扱いでしょうけれども、現在、2学期も始まって2週間以上たつわけですけれども、基山保育園、基山小学校、中学校のこの新型インフルエンザの発生状況について、把握されている分だけでも結構ですので、御報告をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

新型インフルエンザの発生の状況ですけれども、基山保育園がけさ報告がありました。1名です。それから、たんぼぼ保育園はゼロです。それから、ちょっとほかのところも調べました。見真幼稚園が2名、これは1名がかかっておられて、1名が兄弟がかかったからということで休まれているということで、一応2名。基山幼稚園はゼロ、それから、ころころ保育園さんが2名、それから、ちびはる保育園さんはなしということで報告を受けております。(「小・中学校については」と呼ぶ者あり)

議長(酒井恵明君)

教育学習課長。

教育学習課長(毛利俊治君)(登壇)

各小・中学校におけます新型インフルエンザの発生状況でございますけど、8月5日に最初の子供が発生をいたしまして、基山小学校で累計で3名、若基小学校で累計で3名、基山中学校で累計で5名の発生が現在まで確認をされております。先日申し上げましたけど、先週の金曜日現在で基山中学校が1名だけまだ感染が残ってございましたけど、きょう朝現在でございますけど、その子もよくなりまして、本日ただいまゼロでございます。

以上でございます。

議長(酒井恵明君)

重松一徳議員。

2番(重松一徳君)(登壇)

報告によれば基山町内ではまだ少ないという統計になるかと思いますけれども、県にしても今から先爆発的にこれ感染拡大が広がるというのも予想しております。

そういう中で、学校の休校や閉鎖について、欠席者等の割合が1割程度と。三十数人の学級でしたら、3名発生すれば学級閉鎖ないし学校閉鎖に持っていかざるを得ないというふうな、3名というのが大変微妙な数字ですね。だから、1割程度というふうな表現がされているんだろうというふうに思います。

それで、学童保育の関係については、これ少し後からまた質問しますけれども、この感染防護マスクですね、4項目について質問しましたけれども、5日分はこれ備蓄しているというふうな中身になっております。それで、私大変この5日分という数字が、生徒数掛けるの5日分なのかどうなのかということもわからない5日分ですので、この5日分について、これ具体的な数字をまず説明をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（毛利俊治君）（登壇）

お尋ねのマスクでございますが、基山小学校で備蓄予定枚数は4,500枚、若基小学校で2,500枚、基山中学校で4,200枚を予定しております。一応5日分といたしておりますのは、休校等にもしなった場合は7日間でございますので、5日分備蓄をしておけば、途中で土日が入りますので、1週間分程度は確保できるかなということで5日分というふうにいたしております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

重松一徳議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

この感染防護マスクについてのとらえ方が私どうも間違っているのかなと。学校が休校や閉鎖すれば当然自宅待機になりますよね。そうすると、自宅で使う分については、これはある程度家庭で備蓄をするというのは当然ですよ。私は、例えば先ほど言いました、1割の発生が出れば休校や学級閉鎖をします。そうじゃなくて、1割よりも少ない、例えば各クラスから1名出たという場合に、学校は継続すると、クラスも継続すると。しかし、感染拡大を防ぐために当然手洗いやうがいは今もされておりますけれども、マスクの着用もお願いしますといった場合は、これを家庭に求めるんじゃなくて、これは町のほうが備蓄計画をして、町のほうが配置計画をするべきなんだと私は思っているんですね。だから、そういうふうなとらえ方をすれば、もう少しこの備蓄は数をふやさなければならないというふうに思うんですね。1日に朝1回、昼1回ですね、当然途中で交換しなければならない、食事の後は新しいのに交換しなければならないという計画にしたら1日2枚ですね。多分職員の利用計画も1日2枚になっていると思うんですね。職員にもし配布する場合はですね。だから、1日2枚、そしてそれを約10日間前後いろいろあわせてですね。そうすると、生徒数から掛けて計算すると、約3万枚ぐらいは基山町でも園児、児童・生徒用に配布計画としては持つべきなんだと私は思っているんですよ。この3万枚という数は一見すれば大変多く感じますけれども、金額的にすれば1枚十何円ですよ、サージカルマスク。そうすると、500千円の予算を出せば十分これ対応できるんですね。だから、私、これ3月議会からも3回これ質問する

わけですけれども、どうしてもこれを町のほうで計画を持って備蓄計画をしていただきたいと。それで予備費を充用していただきたいと。そうすると別に問題ないと思うんですね、300千円、500千円ぐらいですから。これ12月議会にまたかけても間に合いませんので、できたら早急に予備費を充当してでも、これについては計画を持っていただきたいなとお願いしておきます。

ちょっと時間の関係もありますので先に飛ばしますけれども、先ほど言いました学童保育については、特に小学校が休校したから、学童保育も一緒に閉鎖しますよというふうにならない面がですね、親御さんが共稼ぎで両方ともいないということで今学童保育というのはあるんですね。学校が閉鎖になって子供が自宅待機になれば、特に小学校の低学年、1年、2年、3年、親御さんにすれば、子供を一人だけ家に置くわけにはいかなければ、共稼ぎの方がどちらか親御さんが仕事を休んで面倒見なければならなくなりますね。だから、そのときに親御さんがどうしても休めないとなったら、これ子供を一人家に残さなければならぬという問題等も発生するだけに、どのようにしていくのと。これは基山町だけではなくて、ほかの市町についてもこれは頭を悩ませている問題でもあるだけに、十分この辺についてはほかの市町の動向も見ながら考えていただきたいというふうに思います。ここで、ちょっと回答をいただくわけにはいかないいろんな問題があるかと思っておりますので、ぜひこういうところをお願いをしておきたいと思っています。

それぞれイベントについてはこれですね、特に学校の集団感染の発生状況が大変影響してくるだろうと思うんですね。ただ、屋外のイベントについてはそんなに心配がないというわけではないんですけれども、屋内ですね、町民会館で行うとか、そういう屋内でのイベントについては大変神経も使われるだろうというふうに思います。昨日、これについては同僚議員も質問されておりますので、ぜひ対応についてはしっかりとしていただきたいということで回答は求めません。

それで、この新型インフルエンザの最後の質問ですけれども、これ大変頭が痛い問題で、だれに新型インフルエンザワクチンを接種するのかと、その優先順位をどのようにするのかという問題、今、連日新聞等でも報道されています。言われているように、まず医療従事者、そしてそれぞれ基礎疾患を持ってある方とか、乳幼児とか言われておりますけれども、今県が出しているこういう優先順位の方で、基山町ではそれは何人ぐらいいるということで把握されておりますか。回答をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

それでは、ワクチンの優先順位等の御質問でございますので、私のほうからお答えしたいと思います。実は昨日、県のほうで担当者会議が開かれております。その中で、優先順位等の報告がっておりますが、最終的には国のほうでは9月末にパブリックコメントを行って、その後の結果によって詳細を決めるといような報告を受けておりますので、まだ案の状態ということでございます。

それで、いわゆる重症になられるような可能性のある方ということでございますが、町で把握しております分については、基本的には国保関係の被保険者の方を中心に調べさせていただいておりますが、いわゆる社会保険等につきましては基本的にはちょっと把握できない分もございまして、その点は御了承をお願いしたいと思います。

糖尿病患者につきましては今現在で176名の方、それからがん関係ですね、これにつきましては97名、透析者につきましては45名、それから妊婦関係の方ですね、まだ出産をされていない方67名でございます。それから心臓病関係が147名、ぜんそくにつきましては慢性呼吸器疾患等が117名、この数字を今確認いたしておるところでございます。

議長（酒井恵明君）

重松一徳議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

この新型インフルエンザワクチン、新聞報道によれば、予約を受け付けてやると。公費負担になるのか、自己負担になるのかというところでまだきちとした回答も決まっていなわけですけれども、もし国、県がこれ自己負担でお願いしますよと言った場合に、これ基山町として自己負担でそれやるつもりですか、それとも、これ基山町から何らかの補助も出してやるような計画をお持ちでしょうか。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

現在のところまだ町負担を行うかというのは決めておりません。国のほうでは原則的には個人負担という方向でいっておるようでございますが、国内生産、それから、輸入によるワ

クチンの状況によって、それでいいのかということもありまして、例えば、負担でも統一を考えているところもありますので、もう少しそらの情報を得まして、ある程度はっきりした段階で町のほうとして考えていきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

重松一徳議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

今流行している新型インフルエンザ、通常インフルエンザと同様の扱いということで、発症すればかかりつけの医療機関で今受診できるようになっています。しかし、入院が必要になったりした場合に、この基山・鳥栖管内では指定病院というのが弥生が丘の鹿毛病院だけというふうになっています。しかし、その中で例えば小児科だったり、産婦人科だったりというのは、これ弥生が丘の鹿毛病院では対応できませんので、佐賀市内の病院まで行かなければならなくなると。佐賀から東部のほうに公立病院がないという問題もあるわけですが、そういうふうな問題が出てきますね。対応が出来る場合も心配されるわけですが、例えば、この新型インフルエンザにかかって入院が必要になると、手続してですね、高熱が出て入院と、人工呼吸器をつけなければならないというところまで悪化した場合に、これ県を越えて福岡県の例えば久留米大学の附属病院だったり、聖マリア病院だったり、そちらのほうにもこれ搬送というのはできるんですか、今の段階で。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

今御指摘の県境を越えてというお話でございますが、今重松議員のほうから申されました、こちら辺の病院につきましては、小児科につきましては東佐賀病院、それから、循環器系、呼吸器系につきましては弥生が丘鹿毛病院ということで非常に数が少ないということでございます。これにつきましては、一応最初はかかりつけ医のところには皆さん基本的にかかられると思いますので、その症状によりまして、そこそこの医院、病院等が判断されるものだというふうに今のところは考えておりますので、状況によりましては県境を越えて対応される場合もあるというふうに考えております。

議長（酒井恵明君）

重松一徳議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

この辺はまだわからないところがあるわけですが、もう時間待ってられません。もう10月にはこれ爆発的に感染が広がるんだと言われれば約4週間ですね、大変なことにもなるかというふうにも思っております。十分県とも協議しながら、これについて進めていってもらいたいというふうに思っております。

それと、何度もこれ私言っておりますけれども、通常インフルエンザのワクチンについても、これ基山町としてどうか中学生以下については接種補助をしていただく施策もこれは考えていただきたい。今回だけの対策ではありません。第2波、第3波も予想されますし、強毒性にいつ変わるかもわからないというふうな、これ大変危機感を持って対応しなければならぬと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

新型インフルエンザについては以上をもって終わらせていただきます。

入札改革と公契約条例について伺いました。いろんな種類がある中で、先ほど説明もあったわけですが、特に私が大変問題にしている部分に随意契約というものもあります。随意契約の中にも幾つか種類があるわけですが、基山町が今行っているこの随意契約の中で小額の随意契約、先ほど説明がありました。それぞれの工事だったら1,300千円以下とか、財産の買入れは800千円以下とか、それ以外については随意契約でできるんですよということですが、この随意契約である場合に、これ必ずほかの業者の見積もりもとってあるだろうと思っておりますけれども、これらの業者についてはきちっととられて随意契約については行っておられるのか。そしてこの業者は、これは町のほうが指名された業者でしょうか。それとも随意契約をとる業者の方が見つけてという言ったらおかしいですが、お願いしてとられている見積もりでしょうか。この辺について説明をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

随意契約につきましては、2社以上の見積もりをとるようになっております。

それと、その業者については指名願を町に出してある中から選定するようにはいたしております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

重松一徳議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

この見積もり業者も町のほうが指名しているということで理解していいですね。はい、わかりました。

それで、私は先ほど言われました、例えば工事1,300千円以下を随意契約と。この1,300千円が今の状況では少し高過ぎるのではないかなと。もう少しこれ随意契約にする金額を引き下げたらどうかなと思っているんですね。私も福岡市の入札には長くかかわって、担当としてさせてもらったことがあるんですけども、もう今、300千円ぐらいの金額が入札になったりするんですね。この随意契約というのはなるべくしないというのがほとんどどこでも進んでいるわけです。それで、ぜひともまず随意契約の金額を引き下げてください、なるべく指名競争入札のほうに切りかえをしていただきたいというふうに思っております。

それで、これ2項目と3項目と一緒に質問もいたしますけれども、最低制限価格をやっぱり設けるべきなんだと思うんですね。今、基山町は今度4月からホームページで入札結果の公表がより詳しくされるようになりました。その中で、私もずっとあれについては目を通してはいるわけですけども、1つは、これ8月20日に行われました入札ですけども、基山町洪水ハザードマップ作成業務委託、予定価格が4,640千円ですね。落札価格が2,010千円ということで、落札率がこれ43%ですね。もう1つ、同じ日の交通安全施設第1期工事分ですね。予定価格が5,166千円に対して、契約金額、落札金額が2,500千円と。落札率48%ですね。なぜこんなに安い落札率になっているのかと。いや、これ業者が自分のところはこの落札金額でできるようになりましたと言われればそれまでですね。はい、確かに。

しかし、私は先ほど言いましたように、もともと予定価格がこれは少し高過ぎるのではなかったのかと。こんなに四十何%で業者が引き受けると。この指名業者も6社いるわけですけども、平均してどの業者も安いんですね。この辺について安かろう悪かろうでは大変困る部分でもあるわけですけども、これについて町として、なぜこういうふうに安い金額になりましたのかという調査が何かされましたか。どうでしょうか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

こちらのほうとしては聴取はしておりません。

ただ、委託料については、公共発注が非常に少なくなっているということで、業者間の競争が非常に厳しくなっているのは現実だと思っております。そのために、こういった低額で入札がなっているものと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

重松一徳議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

これ6月議会でも問題になりましたね。下水道の布設工事、今行っておりますけれども、あのとときの落札率が71%でした。工事とこういう、特に設計とか業務委託とかいうのは若干中身的に違うので、一概に同じ感覚ではこれ取り扱わない面があるのは私も承知しておりますけれども、余りにも落札率が低いかと。特にこういう洪水ハザードマップの作成なんかは、これ、こういう言い方をしたら大変失礼なんですけれども、それを手がけている業者の方はいろんな情報を持つ中では、安くあげようと思えば安くあげることができるんだろうと思いますね。ただ、きちっとした基礎調査をもとにやって、本当にこれが基山町のために必要と。そして基山町がこの洪水ハザードマップを今度全家庭に配る中で、今から先する中ではより精密に、そしてより慎重にこれらについては作成をしていただかなければならないという問題がある中で、根拠があって基山町が4,640千円というこの予定価格を出されたものと思うんですね。その根拠があって出されたこの4,640千円が、実際は2,010千円で落札されているというところについては、これきちっとやっぱりでき上がったものを慎重に精査するというのは当然ありますけれども、これについてはやっぱり最低制限価格を設けるべきなんだというふうに私は思っております。この点についてはまたぜひよろしく願いしておきたいというふうに思います。

それで、公契約条例を基山町も作成したらどうかというふうな願いもするわけですが、なぜこれが今から先大変重要になってくるのかというと、今言いましたように、最低価格を提示したところが落札すると。そうすると、その工事の中で働いておられる下請労働者、孫請も含めて、労働者の賃金がどうなっているのかと。その工場が社会貢献をどのようにしているのかと。例えば障害のある方をどれだけ採用しているのかとか、公害を出さない施策をどのようにしているのかとか、そういう問題も含めて、全体的に社会貢献度がどうなっているのかというのを把握しないといけないと思うんですね、価格だけでは。基山の業者

の方が基山の仕事をやるというのは私はこれ基本的なところだと思うんですね。だから、その辺も含めて、私はこの公契約条例をきちっとやっぱりつくるべきなんだと。もともと予定価格というのが、先ほど町長が答弁されましたように、積算基準をもとに町長が決裁されてこれ決められた価格ですね。本来なら予定価格の満額とって落札されても基山町は何も損することはないんですね。この金額でできますよということで本来予定価格はつくられるわけです。だから、安いからいいという問題で今されておりますこの入札制度そのものが私は大変問題があるというふうに思っております。今から先、こういうふうに社会貢献をどのように企業としても進めていくのかと、それをどのように社会的に評価してもらえるのかと、町から、自治体から評価してもらえるのかという部分が出てきますだけに、ぜひこれは条例としてつくっていただきたいというのも申し上げておきたいというふうに思っています。これについてはまだまだ私も勉強不足の面がありますので、今から先、勉強も含めてまた提言もさせていただきたいというふうに思っております。

時間の関係で最後の質問に入りますけれども、九千部山横断道、これについてはもう改修工事は終わって、危険箇所についても修復されていると。私たちが2年前に現地視察して擁壁の膨らみとかいうのを確認していましたが、これについてもすべて修復工事は終わっているというふうに理解していいのでしょうか、答弁をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

昨年、災害復旧で手直しをやっていますが、新たな膨らみというのが1カ所ございます。そのほか舗装面については、先ほど町長の答弁にありましたように、まだ未舗装ということで、今年度中には修復というか、舗装関係についても終わりたいという考えを県としては持っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

九千部山横断道ですね、今から先森林が荒廃する中、管理もしていかなければならないと。山林で働いている人たちの育成もしなければならぬというのも、これは名目として、今回、

つくられたわけですが、これは先ほど言いましたように、国、県が50%・50%金を出してしたわけですが、これ県というよりも、これは国の主導ですね。国の主導でこれつくられたんだと思うんですね。つくるのは国、県がつくって、でき上がれば町が管理移管しますよと。あとは町が面倒見て下さいとなった場合に、今回の崩落事故でも、もしその前に基山町に管理が委託されていたら、基山町は莫大な税金を投入して修復工事をしなければならなかったらと思うんですね。ただ、移管前だったから、これ県がしたわけですが、みやき町にしても、上峰町、吉野ヶ里町ですか、あの地区についてはもうこれ既に移管されていますね。だから、上峰や吉野ヶ里にしてもそうですけれども、これ大変移管に問題があるんだというふうな言い方もされているんだと思うんですね。林道ですので崩落事故が物すごくあると。あった場合に、莫大な税金を投入しなければ修復工事ができないと。これを町がやれと言うのはおかしいんじゃないのかという声もあるというふうに私も聞いておりますけれども、これ基山町として移管は認めませんよと、県のほうでこれ面倒見て下さいと、県のほうでこれ直接管理についてもして下さいというのをやっぱりどうしても言えないんですか。どうしても言えないんだしたら、もし崩落事故とかあった場合は、これ県が責任持って修復工事をして下さいと。全額県の負担で修復工事をして下さいというふうな確約はとれるんですか。質問いたします。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

まず、お断り申し上げますけれども、この基幹林道は所有者は基山町になっております。当初平成2年に事業をスタートしておりますけれども、そのときには基山町が全線買収をして、県のほうに事業をお願いしたという経緯がございます。それで、今回、一昨年ですか、崩落した場所についても追加買収を基山町でさせていただいたということがございます。

それが1点と、今後、災害等が発生した場合に、県の責任においてすることはできないかということですが、これは基本というのは、所有者が申請をしてみずから行うということになっております。それで、現実的には冒頭町長の答弁にもございましたように、かなり厳しいというか、県としてはですね。先ほど議員の質問の中にもありました吉野ヶ里町、それからみやき町とか、さきの集中豪雨で崩落しております。しかし、現実的には県としては対応できないと。災害でやってくれということで指導をしております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

今、大きく国と県のかかわり、そして県と各自治体のかかわりが模索されております。

そういう中で、やっぱり各自治体は自治体としてきちっと県ないし国に物申すという姿勢をしていかなければ、国、県の言いなりで、はい、わかりましたというふうなことにはならないと、いろんな面含めてあろうかと思っておりますので、ぜひこれについてははっきりと物申していただきたいというふうに思っております。

最後に、都市計画について質問いたします。

私も都市計画審議会の条例ぐらいは見て、先ほど町長が答弁されました分については把握はしております。私が議員になって、私も今都市計画審議会の委員になって、平成20年度からまた3年間の委員になっているわけですけれども、1度も開かれていないと。これ最後に開かれたのはいつですか。そしてどういう案件で開かれたのですか。説明をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

基山町都市計画審議会が最後に開かれたのは平成18年2月9日でございます。そのときに審議されましたのは、平成18年9月に策定をされております基山町都市計画マスタープランについて審議がされております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

マスタープランはきょうは持ってきていませんけれども、私もその中身を見て知っているわけですけれども、実際の基山町が土地開発をする中でのこの都市計画ですね、その都市計画審議会、これはいつ開かれましたか。最後に開かれたのは。実際、都市計画する中で、例えば市街化区域の見直し含めて、いろんな面含めてされてきたらうと思っておりますけれども、そういう具体的な中身で開かれました都市計画審議会を最後に開かれたのはいつですか。わか

りますか。

議長（酒井恵明君）

質問者、マスタープラン策定の前の都市計画ということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

大変申しわけございません。その都市計画の用途区域の変更なり、あるいは線引き見直し等の都市計画決定時には開かれておると思うんですけど、ちょっとその年月は現在覚えておりません。申しわけありません。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

私もいろいろ聞いてみると、これ長く開かれていないんじゃないかなと。もう10年以上開かれていないのではないかなというふうにも思ったりしております。

なぜかという、基山町が平成7年ぐらいを境に人口は減少していますね。それまで基山町の人口はふえました。いろんな開発をする中でふえたわけですがけれども、一定程度開発が終わって、その後の都市計画についてはこれ余り論議されていないのではないかなというふうにも思っております。ぜひこの点については具体的な問題を含めて質問したかったわけですがけれども、していただきたいというふうに思っています。これについてはまた12月議会で再度質問させていただきたいというふうにも思っております。

総合計画の実施計画、平成21年度、この中にもいろいろたわれております。しかし、うたわれているのが実際、絵にかいたもちみたいになっているのではないかなという不満もたくさんありますので、この点についてもまた再度12月議会で質問させていただきたいというのも申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（酒井恵明君）

以上で重松一徳議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩いたします。

～ 午前10時40分 休憩 ～

～ 午前10時50分 再開 ～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開いたします。

続きまして、片山一儀議員の一般質問を行います。片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

おはようございます。5番議員の片山でございます。もう十数年ぐらい前からになると思いますが、コーポレートガバナンスということで、これを失敗した会社が随分倒産をしております。基山町の行政におきましてもパブリック・ガバナンス、あるいはコンプライアンス、企業統治とか、行政統治とか、あるいは法令遵守とか、そういうことについて厳しくしないと基山町の将来は危ないのかなと、こういう気で今日は質問をさせていただきます。

日本は御存じのとおり法治国家であり、法は何のためにあるのかと、こう問うとき、憲法にもあるんですけれども、公共の福祉が国民に公正、公平に行われるかどうかということにかかっているのであります。皆さん御承知のとおりであります。また憲法15条には、公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないと定められています。基山町は今年70周年を迎えました。70年のいいところ、悪いところ、残滓がたまっているかもしれません。基山町は法や条例に基づいて、主権者である町民のために福祉サービスが公正、公平に執行されるようにしているんだと思いますが、きょうは、平成20年9月1日の全員協議会で説明されました福岡導水に伴う宮浦地区補償問題、あるいは条例、要綱、こういうものを通じてパブリック・ガバナンスなりについて質問させていただきたいと思います。

質問の通告をいたしました第1は、基山町条例集には、条例、規則と並んで要綱というのが32項目あります。その要綱で仕事をされているんじゃないかということで、まず1つは、基山町の行政の事務は、法律、条例、あるいは要綱に基づく規則、要綱で処理されていますかという質問であります。

2つ目は、規則と要綱をどのように考えてあるのかというのが2つ目の質問です。

法律は英語でノルムといいます。規則はレギュレーションといいます。要綱はサマリー、あるいはコンセプトというかもしれません。そういうところがきちっと使い分けてあるのかどうか疑問であります。

2つ目は、福岡導水に伴う宮浦地区補償問題に関連いたしまして、導水問題対策協議会が返還すべき金額から、約120,000千円ぐらいあるんですけれども、水の節水対策費などとして40,000千円を地元に戻されております。これを返された町長の権限、根拠、あるいは40,000千円の算定根拠を伺いたいと思います。

第3番目は、福岡導水に伴う宮浦地区補償問題、補償金の返還に関する監査委員の所見を伺いたいと思います。

監査委員は御存じのように、地方行政は監査委員というのと議会と両方のダブルチェックがかかることになっております。監査委員がきちっと部内監査をしないといい行政ができない。議会がしっかり機能しないといい行政ができないのであります。そのために、日本は三権分立をし、地方自治体は二元代表制をとっているわけでありまして。それがしっかり機能しているかどうか、これは監査委員にも大きな影響があると思って質問させていただきます。

4番目は、町長は協働のまちづくりを目指され、町民提案制度を提唱されています。6月の議会でしたか、地域活性基金と、国からお金が入ったんですが、このお金の使い方を各課へどんな事業が妥当だろうかということでやられました。そして、6月議会では議員から住民の希望はどうなっているの、議員が今まで要望されていた事項はどうなっているのと、こういう話を議会でされたわけでありまして。その後、それはデータベース化をしてちゃんと優先順位をつけないといけないでしょうという話になっているんですが、そのデータベース化は進んでいますか。もし進んでいない場合は、その展望、これからの予定についてお伺いをしたい。

第5番目は、協働の一形態である指定管理者制度の重要なポイントだと言われておりますが、評価制度、これも先回も質問させていただきました。評価がないとそれは真っ当に動いていかないんですね。民間の知恵を生かすために、民間に指定管理者に出すんですが、それがきちっとチェックできないと、評価制度がしっかりしていないと、それは有効に機能しない。これは日本で多くのところで問題になっております。問題になっている大きなポイントの1つは、行政が指定管理者制度に対して無理解であると、余りよくわかっていないと、こういう所見があります。これは福岡県的那珂川でもそういう問題があって、指定管理者が出ないという状況になっております。そういうことで、評価システムはできたのでしょうか、こういうのが第5番目の質問であります。

以上、大きな項目では5ですが、主としてパブリック・ガバナンス、それから、コンプライアンスという観点から一問一答させていただきますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。どうもありがとうございました。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

それでは、片山一儀議員の質問にまず答えをさせていただきます。

1の行政一般ということで、(1)パブリック・ガバナンス、そしてコンプライアンスに関してということです。

アの基山町条例集には、条例、規則と並んで要綱が32項目ありますと。その中の（ア）として、基山町の行政事務は、法律や条例及び条例に基づく規則、要綱に基づいて処理しているかということでございますが、これらに基づいて処理しているというふうに思っております。

それから、（イ）の規則と要綱の違いをどのように考えておるか、説明しろということでございます。

規則は、地方公共団体の長、町長が国の法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務について制定することができる。また、地方公共団体の長のほか、教育委員会等の執行機関も、その権限に属する事務に関して、国の法令または条例に違反しない限りにおいて規則を制定することができます。要綱は、法令による根拠はなく、行政運営に関して基本的な、または重要な内部事務の取り扱いなどについて定めたものでありまして、法的拘束力を有するものではありません。

それから、イでございます。福岡導水に伴う宮浦地区補償問題に関して、導水問題対策協議会が返還すべき金額から、水の節水対策費などとして40,000千円を渡されていますが、渡された町長の権限の根拠及び40,000千円の算出根拠を伺いますということです。

これは、もともとは全額水資源開発公団から基山町第4区福岡導水対策協議会に対する水道料金相当補償金であったということです。したがって、平成20年9月1日の町議会の全員協議会に協議をお願いし、元金から40,000千円を差し引き、基山町へ返還することで、基山町第4区福岡導水対策協議会と確認を行い、9月定例議会に補正予算を上程し、議決をいただいた次第でございます。

なお、算出根拠でございますが、平成20年3月までの預金利息と、その後、ほぼ1年間の水使用料金相当としております。

それから、監査の所見は監事のほうからお願いをいたします。

(2)町長は協働のまちづくりを目指され、町民提案制度を提唱されておるが、地域活性化・特別交付金使途が議会で住民、あるいは議員の要望で生かされていないというような質

疑がなされました。町民等要望のデータベース化はできたかということでございます。

町民等要望のデータベース化は、今のところできておりません。しかしながら、各課で要望等の把握をしておるところです。今後、データベース化を図っていきたいと思います。

それから、(3)の指定管理者制度の評価システムはできたのかということです。指定管理者の評価システムはできておりません。現在のところ、基山町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条により、「町長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理業務及び経理の状況に関し、必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。」ことで対応をしておるところでございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

濱田代表監査委員。

代表監査委員（濱田 慧君）（登壇）

じゃあお答えいたします。

一般会計及び特別会計9会計の監査は、監査委員の責務であります。

その前提において、宮浦より返還されました83,848,853円は、平成20年9月29日、基山町一般会計歳入19款5項3目2節の雑入として適正に処理され、かつ9月30日に収納されたことを確認しております。

すなわち、公金扱いとなる83,848,853円の処理が適切であるか否かを審査すべきだと判断いたしました。

以上、終わります。

議長（酒井恵明君）

片山一儀議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

まず要綱というのは、ことしは防衛計画の大綱の見直しの年になっております。これは閣議決定をされ、非常に重いものです。しかしながら、それは何の根拠にならないと言うのはおかしいんですが、その実行に移すためには、法律をつくり、予算の積み上げをして、そしてやっていかないと実行に移せない。そういうものが大綱であったり、要綱であるわけです。基山町の要綱を見ますと、規則と何ら文章が一個も変わっていない。タイトルだけが要綱となっているだけであります。要綱は拘束力はないというふうに言われます。拘束力がなけれ

ば、職員がそれを行わなかったとしても、町長は特別権力関係に基づく処分は何もできない
んですね。そういうのが要綱なんです。

ここで伺いたいんですが、きのうから鳥飼議員が専決の問題、きょうは重松議員が契
約についていろいろ質問されている。まさに規則にいろいろかかわることではありますが、要
綱と規則、これをどのようにお考えなのか、再度お尋ねしたい。

というのが、今回の議案として要綱というのが出てきていますね。議案ではありません。
参考資料として出てきます。こういうのをどうお考えなのか、ぜひ教えていただきたい。

以上です。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

要綱というのは、職員が事務処理を進めていく上での指針、基準を定めたものと思ってお
ります。

それと、規則につきましては、先ほど町長が回答しました、地方自治法の15条に基づいて、
国の法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務について制定することができる
ということになっております。そういうふうに理解しております。

また、地方公共団体の長のほか、教育委員会等の執行機関は、その権限に属する事務に関
して国の法令、または条例に違反しない限りにおいて規則を制定することができるというこ
とになっておりますので、そのように理解をしております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

片山一儀議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

私はよくそれが理解できないんです。じゃあ要綱が職員が事務手続をやるための根拠で
あると言うならば、規則は何と定めるんですか。規則は手続法なんです。私が聞いたかっ
たのは、法というのは、あるいは条例というのは、国民に、あるいは町民に全部あるから法
とか条例をつくるわけです。したがって、それは全部関係あるから議会で決めるんです。町
長の権限は、極端に言うと庁舎内にしか及ばないんです。町職員をコントロールするた
めに、指導するために、事務をちゃんとやらせるために規則をつくるんです。だから、町長の

権限で議会に諮ることもないんです。

ところが、基山町の規則を見てもみますと、町民に関係ある事項がたくさんその中に盛り込まれている。条例で決めないで、議会を通さないで、いいですか。三権分立とか、あるいは二元代表制というのは町長が独裁をしないように、小森町長はされるということはない、立派な方ですから。でも、そういうことが起こらないように、議会がコントロール機関としてあるわけですね。だから、二元代表制は分離していきやいけない。今、基山町の町議会は執行機関の委員から全部引き上げています。そういうことじゃないですか。

そうすると、要綱なんていうのは、先ほど法的拘束力は何もないとおっしゃいましたね。そんなので事務やらされるんですか。お伺いしたい。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

法的拘束力はありませんけれども、町長がやはり事務処理を進めていく上でそういった基準、そういったものを定めたものでありますので、やはり違反すれば町長からなりいろいろと注意をされるものと思っております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

そうすると、規則の意味がなくなってきましたね。規則は手続法ですから、こういう手続で事務をなささいということが決められている。ですから、政令も法に託されて決めていくわけですね。省令も規則もそうです。これ基山町では、私、法制概要、あるいは法理論というのを高級職員の方はどう考えてあるのかなと私は疑問でならない。

あと進める関係がありますので、ちょっと唐突であります。私は基山町に住んで12年になります。ずっと見ていまして、基山町をついの住みかとして、これを何とかこれから将来も生き残って、あるいはいい環境でいけるように、ない知恵を働かせているわけですが、基山町を愛しています。高級職員だっておられますが、高級職員の方は基山町を愛しておられますか。愛しておられない人は立ってください。立たれないということは、全員愛されているということですね。

議長（酒井恵明君）

片山議員、今の発言は一般質問としてはなじまないと議長は考えます。だから、方法を変えてください。

5番（片山一儀君）続

これをなぜ質問するかというと、これからの関係あるんですよ。なぜなじまないとお考えになるか、私はよく理解できないですけども、基山町を愛するから、基山の住民がよくなるように行政がやっていくわけでしょう。皆さん愛され、私も愛していますが、アイ・ラブ・基山というところでしょうかね。

私はね、愛されているのであれば、なぜ自分の知恵を使わないのか、いいですか。今度男女共同参画でみずからやったらいいじゃないかと委員の方に言われて、大分やり方が変わりましたね。今回も出てきておりますけど、国土利用計画作成委託料3,990千円というのが計上されております。男女共同参画アンケートの分析に819千円を計上されております。このアンケートの分析というのは業務過程において一番大事な事項です。その分析結果によって計画がどうなるかわかるんです。この大事な分析をなぜみずからおやりにならなくて外へ投げ出すんですか。この前、このことを町長に文書委託のことで聞いたら、コンサルタントは専門家だとおっしゃった。私は行政の、特に高級職員は専門家じゃなければいけない。なぜそういうふうに丸投げをされるんですか。総合計画もしかりですね。今まで全部そうです。私はそれを言ってきたけど、まだ平気でこれを委託料で予算に計上される。これは税金の無駄遣いですよね。管理職としていただいている俸給、これはまず税金です。委託料も全部税金です。二重に税金の無駄遣いになっていると思うんです。御所見を町長にお伺いしたい。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

まず、先ほど立つ立たないというようなことがございましたけれども、私としましては、本町の職員はやはり基山町を愛して懸命に頑張っておるというふうに考えております。

そして、いわゆる業務委託の件でございますけれども、これはもう先ほどもあったように、以前にもこういう御質問ございました。議員御承知のとおり、平成12年の地方分権一括法の施行によりまして、さまざまな業務が地方分権の名のもとに国から県、そして県から市町村へとおりてきております。市町村の職員は地域住民の窓口として先端サービスを実施しなければいけない立場にもあります。しかしながら、集中改革プラン及び行財政改革に伴い、職

員数は年々削減、減少いたしてきておるといのも事実でございます。今日、住民のニーズは本当に多種多様であり、そのニーズに対応するためには、組織体制の見直し、職員の意識改革、スキルアップが大切なことはかねてより私も申し上げております。住民の方が公平に満足される行政が私たちの務めでもありますし、それにコストをかけないことがこれまた重要といえますか、これもやっぱり考えなきゃいかんことだと思います。

質問がっております委託につきましては、これはこの前も同じようなことを申し上げていると思いますけれども、それぞれに専門の業者に発注したほうが合理的といえますか、スムーズにいくという部分もあるわけでございます。前述のように、さまざまなニーズにこたえていくことが肝要でありまして、専門的なことはその分野にすぐれた知識を持つ民間業者のノウハウを活用し、コスト縮減を図りながら、短期間に所期の目的を達することが一面行政に求められておる任務だろうというふうにも思います。

ただ、先ほどございました丸投げ、全くお任せでノータッチではいけないというふうに考えます。当然策定には深く十分に職員もかかわって、そして策定していくということが大切だというふうに思います。

いささか長くなりましたけれども、私の業務委託に対する思いはそういうところでございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

ありがとうございます。

しかしながら、この前、北九州市の副市長さん、これは厚生労働省から出向されておる女性の方であります。彼女の発言といえますか、その副市長の発言では、国から地方に来たら、こんな楽だとは知らなかったとおっしゃるんです。私は、非常に基山の高級職員の方が能力が高いのか、事務が少ないのかわかりませんが、私は驚いています。5時15分になったら多くの方がお帰りになっている。忙しいときは残ってあると思います。私は福岡県庁と佐賀県庁としか知りません。彼らは10時ごろ電話をかけてもいますよ、実際に。確かに市町村は行政サービスの第一線です。だから、窓口に立っている人は非常に忙しい。でも、課長の仕事は窓口に立つことではないでしょう。自分のうちの家計のやりくりを、あるいは会社の基本的なことを丸投げします。丸投げという言葉があるけど、多くコンサルに任せますか。

今回、上程をされていますまちづくり基本条例、町長の肝入りです。非常に大事だと思います。随分いいのが出てきたと思います。しかしながら、この審議会といいますか、5回しか開いていないですね。5回の最初に充て職のある議員の方おられますか。いや、私よくわからないんですね。私はすべて傍聴したんですから。わからないですとおっしゃるんです。それから始まって5回です。今回、北九州が基本条例をつくりました。2年間かけて70回の会議を開いています。ですから、私は今、基山町のパブリック・ガバナンスは形だけを追っていると思うんです。先ほど私は全部に立ってもらいたかったんですが、議長からなじまないとおっしゃったけど、この目的は2つあるんです。当然あいさつということはわかっているんです。

2つ目の目的は、その場所から回答してもらったことだったんです。この前議長より、ここで1日出てこなくて、時間が定められた一般質問だけ、1割の移動時間かかっているんですよ。こうしたら、私一存で決められない。そのとおりであります。今回、議会運営委員会を傍聴しました。そこで一言も出てこないんです。それをええよとか、きょうたくさん傍聴していただいて感謝しておりますが、傍聴者の中にも何でここ出てこないかんの。議長にあいさつをするため。これも極端な言い方ですけどね。そういう手続だけです。そこからほかのところは全部答弁するわけです。そういう目的があって、その場所から答えていただくために私は先例をつくったんです。そういう目的があって私はしておりますが、要するに、今、基山町のガバナンスは、非常に形を多くして、大事なことを外に任されて、それ審議あると思います。出てきたやつは当然庁議にかけられるでしょう。各課長が全部集まっている審議されるでしょう。それは当然のことと思います。まず自分がこういうまちづくりにしたいという、先ほど重松議員から都市計画のことであります。私も都市計画審議委員です。なぜ基山町の都市計画、都市をこうしようという議論をもう少し審議会でないのかとか、あの条例には会長が招集すると書いてあります。この前、担当のまちづくり推進課長に伺ったら、そんなことは町長が決めるんだから知らんとおっしゃった。担当課長が町長が決めたからとおっしゃるんだったら、私は前にも言ったけれども、担当課長というのはその正面の企画をやり、町長に上げて決裁をいただくんじゃないかと。その正面の責任者であるわけですよ。会長はどなたですかと言ったら、知らないとおっしゃった。私はこういう組織でいいんだろうかと思うんです。これが前の町長も今の町長も鳥栖と合併は避けて通れないとおっしゃいました。今の職員がそういう形だったらね、鳥栖の合併したときに、職員が本当に生

き残っている。基山町のことがどんどん伝わっていくだろうか、こういう危惧を持っています。それは、飯塚市と3町が合併したところでもそういう事態が起こっております。飯塚市の市民の中に、町の職員は市の職員と太刀打ちができないといううわさが流れています。うわさですよ。そういうことがあっては基山町に対して決してよくない。やはり若い職員、ダイヤモンドの原石を磨いてダイヤモンドにしなきゃいけないと思っています。そこらあたりについて町長のお考えをお聞きしたい。

議長（酒井恵明君）

ちょっとその前に、片山議員、今、2回ほど高級職員という表現がありましたけど、高級職員というのは私は初めて聞く名称であって、多分皆さんもそうだろうと思いますが、これ表現を変えてください。（「済みません。どのように変えたらいいでしょうか」と呼ぶ者あり）私自身が高級職員ちゃ、（「町の高級職員というのは課長クラス以上でしょう」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「じゃあ課長以上の方にといい話で」と呼ぶ者あり）変更してください。（「はい」と呼ぶ者あり）町長。

町長（小森純一君）（登壇）

基山町の職員が能力も低いし、努力も足りないという御指摘だと思います。これはよそと比較してということもございましょうけれども、実際問題、本当にそうなのかというような、私、不勉強かもしれませんが、そういう思いもいたしております。いろいろと、それこそうちの課長もよそに行って会議をやって、そんな引けをとるようなもんでもないということじゃないかと思えますし、また、今鳥栖と、それから、小郡と人事交流をしております。鳥栖、小郡からも来て、そしてうちの職員も鳥栖、小郡に行っておるというようなことでございますが、彼らからも本当に基山はどうなんだというようなことを聞きもします。発表もさせます。それから、今度は鳥栖、小郡、あるいは県にも今1人行っておりますけれども、彼らにもよそはどうなんだと、それから、よそから基山を見てどうかというようなことも質問をいたします。県あたりはやっぱり忙しいなというようなことは言ったりしますけれども、そんな基山が劣っているとか、怠けているとかというようなことは私も聞いておりません。そういうことで、特に基山が怠けておるといふようなことはないのじゃなからうかというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

片山一儀議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

私も課長クラス以上の方が能力が低いなんて思っていない。一生懸命やられていると思っています。

しかし、私が今言ったのは、これから若い職員に対する指導がどうか、今指導されているのは知っています。基山の方が職員の指導されていることも存じております。だから、私が言ったように、能力が高いからすぐお帰りになるのかどうかわからないけれどもと申し上げたんです。これからのことであって、今がどうかということが問題ですけども、これからの展望、重松議員もおっしゃったように、これからどう基山町をつくろうとされているんですか。それは自分でペンをなめ、鉛筆をなめながらやっぱりつくらなきゃいけない、こう申し上げている。委託料ですね。そういうことでひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次は、40,000千円を算出された権限と根拠について私はお伺ひしたんですが、そのことについては回答がありませんでした。これは平成6年3月28日付の町長と、今の町長じゃなく、前の町長ですが、瀧光徳寺及び牟田勇氏ほか170名代理人、第4区福岡導水対策協議会との間で結ばれているんですね。それをええられたんです。先ほど監査委員から約80,000千円がちゃんと収納されている。これは監査委員が言われるとおりです。だから、その過程において、40,000千円と決められたことが、この中では議会全員協議会において協議しと書いてある。たしかこの時点はまだ地方自治法の改正がなくて、全協がまだ正式な委員会になっていないときでもあります。全協というのは議会じゃないんですね。ここが議会なんですね。議会に一つも諮っていない。ただ、補正予算で80,000千円ぐらいが入るよということは書いてあるんです。じゃ、なぜそれが40,000千円が渡すのかということは何も書いていない。前に水道料を無料にするというのは、これも条例があるんですね。条例で決まっているんです。その権限がどうなっているかを聞いたけど、権限については全然お答えになっていない。お答えをお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

まず、権限でございますけれども、これはやっぱり私が一人で勝手にやるという、そういう権限を振りかざすつもりはございません。それはないというふうに思っております。

しかしながら、今議員もおっしゃいましたように、たしか全員協議会を2回お願いしまし

て、るる説明もいたしております。そして9月でございましたかね、補正予算の議決も議会でいただいたということです。全員協議会が正式なもんじゃないということでございますけれども、補正予算の議決ということをもって議会の承認をいただいたというふうに私は感じております。

それから、今おっしゃっている中で、40,000千円を返したとかというような表現がございますけれども、これは片山議員も御存じだろうと。全協の中で何度も説明もいたしましたので御存じだろうと思うんですけれども、あえてちょっと時間をおかりして、この経緯を簡単に申し上げさせていただきますと、昭和63年に、結局、施設補償金の授受の合意、これは水資源開発公団と4区の協議会でこの決定がなされておるわけでございます。そして同時に、今度は基山町と4区の協議会が覚書を交わしまして、これを基山町が管理するといいますか、一応基山町に寄附をしようという約束が交わされております。これは思いますに、やはり金額が多額でございますし、また事務もいろいろと煩雑だということで、基山町に頼むというようなことで、基山町がそれを一応お引き受けしておるということでございます。

しかしながら、平成6年の4月から基山町水道事業が東部水道企業団と統合いたしましたので、その覚書の履行が町では今後できないというようなことが生じまして、その前の平成6年3月23日に協定書を結んでおります。それは何かと申しますと、この前の覚書の変更、これは基山町の覚書の解除によって、まずこれを解除するということ、そしてこの解除によって4区の協議会に損害を与えるということで、補償金を支払うというような覚書の変更の協定書が交わされております。そして、それとともに確認書というものもあるわけでございます。これにつきましては補償額は350,000千円と。そして福岡銀行基山支店に4区協議会名義で預金をすると。そして、その預金口座の中から毎月の水道料金を東部水道企業団に納入するというような、これは一つの条項でございます。

それともう1つあるのが、平成20年4月30日までの間に補償金に不足が生じた場合は基山町が補てんをします。そして逆に残金が生じた場合は返還するというような条項もあるわけでございます。そういうことからしまして、このお金の流れといいますか、これは終始やっぱり宮浦サイドのものだと。一時基山町の水道のほうに寄附はいただきましたけれども、あくまでもやっぱりこれは宮浦の協議会のものだというようなことじゃないかと、私はそう認識をしております。したがって、その40,000千円を戻したとか、返還したとか、そういう種類のものではないというふうに考えております。

そして40,000千円の算出根拠でございますけれども、これは言ってみれば補償金と、それから、節水の協力金というような性格でございます。しかしながら、これを何の根拠もなしに40,000千円というのを決めたわけではございません。一つの目安としまして、それまでの金利をずっと計算しまして、その分、それが一千七百何十万円かというようなことだったと思います。

それから、大体1年分の宮浦が使われておった水道料金、これが、これまた17,500千円ぐらいだったと思います。したがって、三千五、六百万円だということで、それで、これはちょっと皆さん方にもお諮りして、40,000千円をひとつ差し引いて、この確認書どおりにといたしますか、確認書に基づいて残りの八千何がしかを基山町にいただくというようなことでございます。そういう経緯でございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

詳しく説明いただきましてありがとうございました。

それは全部平成6年の3月、ここにコピーありますけれども、全部定まっておりますね。余ったら全部返すと。全員協議会的时候、私はこの協定書、確認書は守んなきゃいけないと申し上げたんですね。それを破棄して変えて、もし変えるのであれば議会できちっと決められればよかったです。これは手続上ですけども、基山町へ寄附をされている。基山町は足りないときは税金を使って補てんするよとなっているわけですよ。こんな簡単なものじゃないの。公的なものを入れるよ、余ったときは返すよとなっている。それがきちっとない。それで、町長の権限はあるんですか。議会できちっとやらなきゃいけないんじゃないですか。全員協議会、当時は私的な勉強会のはずだった。10月から変わりましたから。そういうところで決めたからいいという話ではないでしょうか、こういう権限の。まさにパブリック・ガバナンスについて私はお伺いしたわけですね。

ここに、昨年20年9月5日に補償金の返還に関する確認書、5月20日に小森町長にこのお金について考慮いただきたいという要望書があります。この要望書を見て何かお気づきにならなかったですか。この要望書を見てですね。ぴっと感じられることはなかったですか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

感じたことはなかったかということでございますが、片山議員が何を御指摘あるのかというように、その辺がちょっとはつきりはわからないんでございますけれども、察するに、多分ここには4区宮浦の協議会というのでなくて、区長さん、それから正副組合長さん、そして議員さんお二人というような連名でお持ちをいただいております。そういうことで、4区のいわゆる協議会の皆さんのお気持ちだというようなことでいただいたと。その辺のことを御指摘かなというふうに思っておりますけれども、その当時はそういうことだったと覚えております。

議長（酒井恵明君）

片山一儀議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

私はこれを見て2つ感じました。1つはまさにおっしゃったとおりです。これは交渉相手ではないな。要するに、法廷に出したときの権利を主張する対象ではないな。これは導水協議会、対策協議会なんかであれば、基本的にはそこのお金ですからね、おっしゃったように。そこが出すんだったらまだわかる。そこらあたりがコンプライアンスがしっかりしていない。

それからもう1つは、だれかと申しません。町会議員の名前が2人書いてあります。これは町会議員であれば、町のことで、町の歳入をふやすことを考えなきゃいけないのに、地元のことに、個人の名前だけだったら住民ですから私は何も申し上げない。町会議員という名前を使っていることにはいかなものか、私はこう思う。町会議員はやっぱり町全部のことを考えて、町民の幸せを考えて発展を考えてやらなきゃいけないのに、地区の住民であればいいです。それは当然ですが、ただ、職名をつけることがいかなものかなと、私はこういう2点を感じました。

これは司法であれば裁判対象にならないと言われると思います。それで、水道料金が1年分だとおっしゃったけど、20年3月31日をもって終了するということになっているわけです。それは高い水道料と言われる東部水道料金を多くの町民が払っているわけですね。今まで導水対策協議会の方々は20年間無料でしてきているわけです。これからさらにとりますと、これはほかの町民の方との公正ですね、公平、こういうことについて町長はどのようにお感じになったんでしょうか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

それが公正、公平であるかというようなことの御指摘だと思いますけれども、従来ならば宮浦も何もなければ、その当時は二十数年前ですから、多分井戸だったということだと思います。それと比較すれば、今は水道料金、やっぱり高いと。そしてそれを20年間無料だったというようなこと、これは不公平じゃないかと言われればそうでしょうけれども、やはり宮浦としては迷惑だったということじゃないかと思うんです。それを思えば、やはり補償なりということは当然あり得ると。それから、本当に被害者意識といいますか、そういうのも当然お持ちだったろうというふうにも思います。それから、今後の不安ということも全然解消されたわけでもないだろうということで、これを今高い料金を払っている方と20年間ただで使ったからと、それが不公平だという話にはならないかなというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

20年間がどうか言っているわけじゃないんです。今回、40,000千円を返されたことについてどうか言っているんです。高島団地というのがあります。ここは今まで自家水道でした。それが今回公共下水道をするということで、これは全部変えたんですね。変えざるを得なかった、抱き合わせということで。今、だから、高島の方はこれから高い料金を払われている。今、自分で井戸を掘られている方もあります。そういうものとの全般を見たときのこれから先のことが公正、公平ですかという話をしているんです。

もう1つこれに関連して、時間がなくなるんですけども、補償金の返還する確認書というのを書いてあります。あります。これですね。この中に、甲が基山町長、それから、乙が瀧光徳寺及び牟田勇氏ほか170名、導水対策協議会になっていますね。これは権限のある方がいいんですが、立会人が基山町議長、地元議員2人となっております。これは先ほど言ったように、議会で議決しなきゃいけない事項ですね。こういうのに立会される。確かに平成6年のときも議長さんが立会人になっています。でも、これは議会で議決しないといけないところをしなかったのを議長が印鑑を押したということは、これは非常に議長みずからもされているから、だから、これを町長が立会人をお願いするときに、そこらあたりを考慮さ

れなきゃいけないんじゃないか。

それと、しかも他の議員2人は地元議員ですね。かかわりのある方です。第三者じゃありません。こういうことを選ばれたときに、大体立会人とかなんかというのは第三者を選ぶことになっていますね。これが一般的な常識ですが、こういうことになぜなったのか、どういうふうにお考えになったのか、簡単にお聞かせください。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

簡単ということでございますけれども、あくまでも立会人ということでございます。これをお世話する、責任を持つということではないのじゃないかなというふうに私は思っております。

そして、やはり両方の公平な立場でかかわりがあってということで、やはり住民の皆さんの信頼なり、人望なりがおありの方がその仲をとというようなことですので、これで特段違法とか、どうこうというようなことではないのじゃないかなというふうに思って、立会人というようなお願いをしておるといふふうに思います。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

非常に申し上げにくいことをですね、基山がやはりパブリック・ガバナンスがしっかりしなきゃいけない、こういう意思からあえて申し上げているわけですが、議員であればほかにまだ10名近くの議員がおられるわけですね、その地域の関係ない方が。そういうことを私は本来の常識的な考えであれば選ぶべきだったかなと思います。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

立会人もそうでございますけれども、最初の要望書にも議員さん2人の名前があったということでございます。それを何も感じずに受け取ったのかというようなさっきの御指摘、それちょっと戻らせていただきますと、私としましても別に議員さんという肩書で、議員さんの名前があるから、それによって行政として判断を違えるとか、誤るとか、そういうことは

まず私も絶対あっちゃなんらというようにございませぬので、立会人も、それから、要望書の署名も特に奇異を感じたり、抵抗があったりということではございませぬでした。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

今言ったのは議員だからということじゃなくて、議員であればほかの人でもよかったんじゃないかなと、立会人をです。これを法的に返していただかなきゃいけないということになりますと、議会も通っていないわけですから、それはその方々に全部請求が行くでしょうし、これは多分庁議にかけられたと思うんですね。それぞれの課長からもやっぱり当然いろんな意見があっただろうと思うんです。そういうのをチェックするために議会があるわけですから、これからはひとつそういう常識と、それからコンプライアンスとか、法令遵守ということと、それからこの議会と、これはどうなっているのかということをお考えいただいて町政運営をお願いしたいと思います。

もう一つ伺いたかったんですが、これは飛ばささせていただいて、せっかく監査委員に出てきていただいておりますので、先ほど監査委員が、これが自分の責務であると、監査委員の責務であるとおっしゃいました。本当にそれだけなんですか。多分監査委員だから、「監査委員必携」というのを渡されていると思います。あれは自治法で任務が決まっています。監査、検査、審査と3つの業務がありますよね。検査だけじゃないんです。きょう、今回に当たって、監査計画をつくりなさい、監査自主計画をつくりなさいと自治法に書いてあるんです。出していただきました。予定表しかないんです。22、21年。今までと同じように監査計画、監査で大事なことは、町長から、執行機関の長から、監査委員は執行機関ですからね。執行機関の長から委託された事項と、自分が気づいた事項、これ大事なんですよ。あるいは町民から監査請求があった事項を監査しなきゃいけないというのは大事なことなんです。この俗に言う会計検査みたいなのは監査じゃないですよ。行政監査じゃなくて、検査だけが我々の責務であるとお考えになっているのはなぜでしょうか。監査計画はないんですから、会計検査です。監査じゃないね。会計検査的な事項が私の責務であると書いてあります。ちょっと私疑問を持ったんですけれども、何か答弁があればお答えください。

議長（酒井恵明君）

片山議員、一般質問の通告要旨には監査委員の業務の云々はないんですよ。ただ、ここに

あるように、監査委員の所見を述べてくださいということで、先ほど述べられたと思いますので。片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

議長は答弁されないときのうおっしゃったんですが、いいですか。この一問一答方式というのは、最初通告をした範囲内、先回もおっしゃったですよね。これ通告範囲内と認めると、もし全部質問する事項を出すのであれば、こんな学芸会のせりふみたいなこと要らないんですよ。全部出すとすれば学芸会のせりふですよ。今、後ろから監査委員答える必要ないか。監査委員は執行機関ですからね、議会でチェックする義務はあるんです。今までやっていないことがおかしい、私はこう思っています。（発言する者あり）だから、答えていただかなければいけない。これも関連事項でしょう。そのさらに一段と下ですから。

議長（酒井恵明君）

答弁を要求しますか。（「それを今お願いしたんです。どうお考えですかと」と呼ぶ者あり）濱田代表監査委員。

代表監査委員（濱田 慧君）（登壇）

じゃお答えします。

私、今、片山議員話されましたように、この「監査必携」というのをしっかり持っております。一等最初の監査計画ですか、これについて期日だけしか書いていないというようなことは確かに不備であるとは思いますがけれども、その都度監査日に議選の監査委員とともにきちっとやっておりますし、今後もこの「監査必携」に従ってしっかり監査、審査していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

先ほど一番最初に申し上げたように、地方行政というのは監査委員と議会とで部内チェックと部外チェック、二元体制になっているわけですね。ですから、実施計画をきちっとお作りいただいて、監査、検査、審査をきちっとやらないと、やっぱり基山町はよくなりません。それがきちっと機能しないと、だんだんなあなあになっていくんじゃないか。本来、議会、例えば、この前申し上げましたように、町財産を販売するとき、7,000

千円以上の見積もりがあるときは町議会にかけなきゃいけないとなっておりますね。そういう規則がありながら、それがきちっと履行されない、されていないところがたくさん見受けると私は思うんです。議会でもあるんですよ。広報委員を毎年洗練しなさいと書いてあるけど、そんなこと全然ありません。毎年していません。いろんなことを決めたら、例えば、規則は町の条例には50千円以下の罰金をつけることができることになっています。条例というのはそれだけの権限があるんです。これ私は見せていただいていますけれども、いまだに罰金刑がついているのはありませんね。そういうところをきちっと我々はしないといけないんじゃないかと思うんです。もし何かありましたら。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

7,000千円以上はやっぱり議決を経なければいけないというようなこと、これは確かにございます。しかし、それを無視して財産の処分をしたということは私もないというふうには思っております。

議長（酒井恵明君）

片山一儀議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

当然7,000千円超すのをされることはない、されていないと思います。これはもう吏員、わかりますよね、吏員。公務員であれば当然そういう手段をとるわけなんです。7,000千円だから抑えるとか、先ほどの見積もり予定価格も重松議員だったけど、これは高く上げておけば落札率は下がるんです。そういう仕組みは幾らでもできるんです。そういうことがわかった上で、これは基山町、これからやっぱり公開をしていかないといけないですよと申し上げているんです。この前、けやき台で説明会がありました。地元の方から出たのは、多くは手続はちゃんとしていないじゃないか、こういう意見ですよ。やはりこれからの基山町政につきましては、70周年を機会に、原点に振り返ってひとつかじ取りをよろしくお願いしたいと思います。

あとデータベースの件ですが、これはやはりしていただいて審査をしていただかないと、今、町長歩かれるから御存じでしょうが、この前、7区と11区から署名で信号機の要望書が出ています。あそこの交通量、スピードは速いし、多いですね。ところが、10年前にけやき

台の、聞いていただけますかね、総務課長。交差点のところは今度信号ができました。まだ動いていないけれども、もう動いているか。この前見たときは動いていなかったですけどね。あそこの信号機、交通量、頻度等、コメリの前のあそこの緊急道路のですね、それは確かに先から出るんじゃないなくて、そのときの緊急性なり、必要性をよく判断していただいitてつくっていただかないと、ただ前から来たからそのとおりじゃ、やはり時代に対応できないと思います。コメリのところでは2年前に高齢者の交通事故があります。そういうところで優先順位をつけるとか、そういうふうなことをもう一回改めて庁議なり、あるいは部内で、あるいは議会で審査をしていただいitてやっぱりやっitていただかないと、本当の住民のためにはならないんじゃないかなと思うんです。あそこは7区の方だと思いますが、ケヤキを切っitていただきたいと、すぐ町の職員が来て切っitていただきましたですね。あれはライフラインが壊れるからということで切っitていただきました。非常に感謝をしておりますが、そのように、そのときの緊急性をやはり比較検討いただいitて、住民のための行政を、そしてまた、今度まちづくり基本条例をつくられまして、住民によるという行政を心がけておられるわけですから、それを徹底していただきたいとと思います。

データベースの後の最後の質問になりますけれども、評価制度というのは非常に大事、今、お答えいただいた、確かにこういうものを求めているよ。業者は法律でこういうものを報告しなさいと決められています。それを求めているだけじゃなくて、決められているんです。改めて町が求めているわけじゃないんです。出すことになっております。やっぱり町は実際にどうしたら本当に機能するようになっていくのか。本当にこれで財政的にも節約ができるのか。そして住民にサービスができるのか。

1つ質問させていただきますが、今、町民会館で自主事業を何かやられていますか、御存じですか。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

御存じのように、指定管理者制度はスタートしたばかりでございます。今、試行錯誤でいろんなことを考えている部分もございまして、我々もそれにタッチしております。

今のところ、質問の何か自主的なことをやっているかということでございますが、町民会館のほうは映画の上映、それから、体育館のほうでは各スポーツ教室、こういうことをやり

たいという今企画の段階では上がっておるところでございます。今から話し合っってそういうことができるかどうか考えていかれると思います。

以上です。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

今まで条例が生きているから教育長がお答えになったんだと思うんですけど、指定管理者制度というのは本当は町長部局の話でありまして、町執行部がつかんでなきゃいけない話なんですけど、要するに、この指定管理者制度、始まったばかりとおっしゃった。そうじゃないんです。基山町は最初に18年から始まっているんです。その時点からそういうシステムを組んでいなきゃいけない。

なぜ今事業と聞いたかという、この町民会館と体育館の指定管理者制度が出たときに、株式会社創建は事業収入が一定だったんです。全部変わっていないんです。ということは、何も事業をやらないということなんです。佐賀県のCSOと地元のNPO法人は収入が上がるようになっております。これは事業を計画するからなんです。地元がみずから事業を計画して、その町民会館を生かして住民サービスするという意欲がなかったらだめなんです。指定管理をもらって、極端に言うところ掃除をやって、それだけで人員を雇って会社が利益を得ればいい話ですけども、そうじゃなく、それでは住民のためにせつかくの税金でつくった施設が本当に生かされない。そういうところをきちっと評価するために評価システムが必要なんだと思うんです。だから、これは早急に御検討いただいて評価システムをつくっていただきたいし、やはりこれからひとつ町長にお願いでございますが、パブリック・ガバナンスをよいものにしていただいて、鋭意これからかじ取りをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

非常にきついこと申し上げて申しわけございませんでした。よろしく願いいたします。

議長（酒井恵明君）

以上で片山一儀議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

～ 午前11時59分 休憩～

～ 午後1時 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開し、これより松石信男議員の一般質問を行います。松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

日本共産党の松石信男でございます。私は町民こそが町政の主人公との立場に立ちまして、3項目について町長並びに教育長、各課長にお願い、お伺いをいたしたいと思っております。

質問の第1ですが、基山町の国保一部負担金の減免制度の運用改善についてお尋ねをいたします。

この減免制度は、国民健康保険の利用者が診療を受けたとき病院の窓口で支払う3割の自己負担金を、災害や収入のある人が失業したなど、特別な事情によりまして生活が大変苦しくなったために支払いが困難になった場合、自己負担金の全部、または一部を減免する制度でございます。基山町では昨年度から国民健康保険法第44条の規定に基づきまして、国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱を定め、実施がされているところでございます。ところが、せっかくの制度があるにもかかわらず、申請受け付け件数がゼロの市町村が約9割に上っていることが厚労省の調査でわかりました。今、失業者の増加などで暮らしが日に日に困難になっている中で、この制度がセーフティーネットとしての役割がほとんど果たされていないということが明らかになってきていると思っております。この原因として、制度の周知不足や運用基準の厳しさが指摘をされているところでございます。

そこで、基山町の減免要綱によりますと、災害や失業などで一時的に収入が減って、資産等を活用しても生活が著しく困難になった場合において、申請月以降6カ月の実収入月額が30%以上減少し、生活保護基準の120%未満になった場合に、一月35,400円を超える一部負担金、これは自己負担金ですが、これを減免するとなっているようでございます。

そこで、基山町の国保一部負担金減免制度の申請の現状や運用基準についてお尋ねをいたします。

まず1つ目に、取扱要綱第3条に言います減免等の対象者といたしまして、生活が著しく困難になった場合として、資産に重大な損害を受けたときの損害の程度とは幾らになるのか。そして、収入が著しく減少したときとはどの程度収入が下がった場合に適用するのか、説明を求めたいと思っております。

2つ目に、この制度の内容がよく知られていないことが指摘をされております。基山町では、この減免制度の周知徹底はどうされているのかお尋ねをいたします。

3つ目に、基山町では減免制度要綱を策定して1年を経過いたしました。昨年度の申請件数は何件か説明ください。

4つ目に、また、病院等の窓口で発生する未収金も大きな問題となっております。この未収金とは、病院などの窓口で3割負担などの患者の一部負担金が支払われていないものですが、景気の悪化などでこの未収金がふえていると言われております。基山、鳥栖、久留米地域の病院などで実態はどうか、わかれば説明をお願いいたします。

質問の第2は、新図書館の建設と図書の広域貸し出しについてお尋ねをいたします。

今、町民の方から新図書館はどうなるのか、早くつくってほしいなどの声が多く寄せられております。この新図書館建設については、昨年3月議会の私の一般質問で、現在白紙になっている図書館建設について、今年度から建設場所などを検討するように求めたところ、町長は平成22年度から再度建設検討委員会を立ち上げ、庁舎内も場所として選択肢の一つと答弁がされたところです。また、町長のマニフェストにも4年間で行う重要施策として上げられていることは御存じのとおりでございます。また、この件につきましては、私だけでなく同僚議員の何人からも、財源の心配を含めまして何回も質問がされているのも皆さん御存じのとおりでございます。

私は基山小学校建設が一段落した今、町長に対し、図書館建設について結論を出し、町民の皆さんに対し具体的な説明を求めるものであります。

また、ことし7月より基山町、鳥栖市、小郡市、久留米市の図書館で図書の広域貸し出しサービスも始まりました。私は図書館のサービスの充実を求めて、3つほどお尋ねをいたします。

まず1つ目に、来年度に立ち上げられる図書館建設検討委員会の検討課題はいろいろあると思いますが、6年前に建設場所の選定の問題で図書館建設が白紙になった経緯から、場所が最大の課題となると思いますけれども、主な検討課題は何なのか御説明をお願いいたします。

2つ目に、町長は2期目の4年間で図書館建設について結論を出すと言われておりますが、新図書館の建設は何年を予定されているのか答弁を求めます。

3つ目に、図書の広域貸し出しサービスは何があるのか、具体的な説明を求めたいと思います。

質問の第3でございますが、今回の衆議院選挙の結果について、町長の御見解をお伺い

たします。

8月31日の各新聞の見出しに、政権交代へ、国民の審判が下るとの活字が踊りました。今度の総選挙の結果については、今さら言う必要はないかもしれませんが、自民・公明政権が崩壊し、民主党中心の政権にかわりました。長年続いた自民党政治が終わりました。私は新たな歴史の扉を開いたと言われる今回の選挙に国民の皆さんが下したこの審判は、日本の民主政治にとっての大きな前向きな一歩として歓迎するものでございます。

選挙結果については、マスコミでさまざまな報道をされておりますが、NHKが実施した最新の世論調査によれば、総選挙の結果について、満足しているが27%、どちらかといえば満足しているが36%に対し、どちらかといえば不満だが17%、不満だが14%でした。また、民主党圧勝の原因については、自民党の政治への不満が52%で最も多く、政権交代への期待が25%、政権公約、マニフェストへの期待は10%であったと報道をされています。

また、朝日新聞の世論調査では、74%が民主党中心の新政権に期待すると回答、一方では、民主党圧勝は有権者が民主党が掲げた政策を支持したことが大きな理由だと思いませんかとの設問に対して、そうは思わないと答えた人が52%の過半数となっており、個別政策におきましても、高速道路の無料化や配偶者控除の廃止など増税と抱き合わせの子ども手当には国民の反対が多数となっております。つまり民主党圧勝は自公政権への失望と反発の裏返しであって、民主党の政策が積極的に共感を持って受けとめられたわけではないということが、これらの世論調査の結果、私は言えるのではないかと思います。

そこで、今度の総選挙の結果について、町長の御見解と政権交代後の町政運営についてどのようなお考えをお持ちなのか、率直にお考えをお聞かせ願いたいと思います。

これで第1回目の質問を終わります。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

松石信男議員の御質問に答えさせていただきます。

まず、1としまして、国保一部負担金減免制度の運用改善について、(1)取扱要綱第3条に言う減免等の対象者として、生活が著しく困難になった場合としてのア、資産に重大な損害を受けたときの損害の程度とは幾らかということですが、住宅等の資産の損害の程度が全部の場合、100%の減免、50%以上の損害が減免率70%、30%以上の損害が減免率

50%と定め、その者が負担すべき一部負担金の額に乗じて得た額を減免することになっていきます。これは基山町国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱第6条第2項でございます。

イの収入が著しく減少したときとは、どの程度収入が下がった場合に適用するのかということでございます。

申請月以降6カ月間の実収入月額が申請月前6カ月間の実収入月額から3割以上減少かつ申請月以降6カ月間の生活保護基準額に1.2を乗じて得た額未満であることでございます。これも同取扱要綱第7条でございます。

(2)の制度の周知徹底はどのようにしているかということでございますが、昨年度は広報に掲載しましたが、今年度はまだ掲載していませんので、ホームページも含めて対応したいと思います。

(3)平成20年度の申請受け付け件数は何件かということですが、受け付け件数はゼロでございます。

それから、(4)基山、鳥栖、久留米地域の病院等の未収金の実態はどうかということですが、実態把握はできませんでした。

それから、2の図書館建設は、これは教育長部局にお願いをします。

それから、3の総選挙の結果についてということで、(1)選挙結果について町長の見解を問うということです。

今回の選挙は、各党よりマニフェストも出され、政策選択、政権交代かなどと激しい論争が交わされ、周知の結果となったわけでございます。これを見ますと、民意はいろんな面で強く変革を求めておられるのだらうと考えます。これはこれでよしとしまして、問題は、これからどう変わるか、どの程度変えられるか、この辺が課題だらうというふうに思います。

(2)の政権交代後の町政運営についてでございますが、政権が変わったからとか、あるいは選出議員によって各個別の地方自治体への対応が変わるはずはないと思います。これまでどおり、私どもは地方として正しい必要なことを訴えていきたいと思っております。

ただ、気がかりなのは、平成21年度補正予算の交付金、そして、その後の地方への対応のあり方です。

なお、地方自治として、制度改編には敏感に対応していかなければいけないと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

私から2の項目について答えます。

(1)図書館建設検討委員会での検討課題の主なものは何かということでございます。

確かに20年3月、松石議員、それからさらに5月議会、片山議員、お二人からこういう質問をいただいております。その際、町長は学校建設後の22年度から新図書館・資料館の建設については検討委員会を立ち上げていきたいと、かように答えられております。それに従って回答いたします。

まず、(1)の回答ですが、検討の課題といたしましては、平成16年2月の新図書館・資料館の建設に関する答申書、これを踏まえた上で検討委員会の立ち上げとなると思います。ただ、5年前とはもろもろの状況がかなり変化をしていると考えられますので、その際、住民の意向、建設場所、建設規模、財政状況等を含めたところで検討しなければならないと、かように考えております。

(2)新図書館の建設は何年を予定されているのか。

これは町長部局の答弁になるかとも思いますが、私としましては、新図書館の建設については、検討委員会の答申を十分受けた上で、今後の財政状況を見ながら検討していかなければならないと、かように考えておりますが、現段階ではこうしか答えられません。

(3)図書館の広域貸し出しサービスは何があるのか。

御存じのように、本年7月1日から基山町、鳥栖市、久留米市、小郡市の3市1町図書館協力の一環として、図書館の広域利用がスタートいたしております。これによりまして、基山町の住民の方が鳥栖市、久留米市、小郡市において利用者カードの発行を受けることができます。そして、その図書館において図書等の貸し出しを受けることができます。また、鳥栖市、久留米市の図書館においては、図書以外にCD、DVD、ビデオ等も借りることができるようになっております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

それでは、2回目以降の質問を行いたいと思います。

まず、国保一部負担金減免制度の運用改善についてでございます。

私、この制度について、この間、3回ほど議会質問を行いながら、昨年度から実施になったという経緯がございます。私がこれを非常に重要視したと申しますのも、実は町民の2人の方から御相談がございました。1人の方は県営住宅に住んでおられた方ですが、仕事をされていないということで、まだ若いというか、60歳ぐらいの方だったんですけども、何で仕事されないんですかというふうに聞いたら、仕事で体を悪くしていると。だから、病院にかかりたいけれども、そのかかるお金がないということでございました。それで、何とかならんだろうかということで役場にも相談に行って、結果的に社会福祉協議会のほうで生活資金が借りられます。これを100千円ほど借りて済まされたという経過があります。もう1人の方は御商売をされているんですが、骨を折って仕事がされないと。商売されているわけですから、仕事さえすればお金が入ってくるしということでございました。病院にかかって治さんですかと言っても、いや、もうお金がないということで、何とかならんのだろうかということで相談をされたところでございます。結果的にはお金も借らずく、そのままになったようでございますが、このごろちょっとどうされていますかと聞いてみると、何とか仕事していると。体のほうはと、いや、そのままというふうな形で、そういう相談も受けたところですよ。

それで、そういう場合について、この国保一部負担金減免制度というのがあるわけですね。個人負担、3割負担を免除する、もしくは徴収猶予にするという制度があるわけです。国保税は払っていても、いわゆる3割の窓口の自己負担が心配で病院にかかれない人が実際にいるんだと。この人たちを救う制度として、さっき言ったこの制度があるわけですが、昨年以降の急激な経済不況といいますか、失業者の増加、これからもどんどん増加するだろうと。所得もどんどん減ってくるという中で、こういう一部負担金を払えない人がふえる心配が十分にあり、そういうふうに思っておるわけです。

だれもが安心して病院にかかれるようにする必要があるというふうに思いますが、まず最初に、確認でございますけれども、この制度の目的について担当課長の説明をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

まず、一部負担金の減免及び徴収猶予につきましては、国民健康保険法第44条第1項に特別な事情につきましては減免及び執行猶予等を行うことができるという内容のものがございます。その前に、第42条に一部負担金は支払わなければならないということがありますので、当然、原則支払っていただくという前提のもとに成り立つものでありまして、特別な事情のときはそういう減免等ができますよということがなされております。

ですから、具体的には特別な事情はどのようなものかということをごそこには書いてありません。それで、各国民健康保険の保険者がそれを定めるということで、基山町につきましては20年5月からそれを定めて行っております。

まず、資産及び能力の活用を図ったにもかかわらず、生活が著しく困難になった場合ということでございますので、通常は災害とか、あるいは天候不順とかによる農産物等の収入が著しく減ったとか、あるいは事業の休廃止、それから失業等ということでございます。ですから、通常は国民健康保険を完納していただいている方ということが前提でございますので、こういうことがない限りはなかなか該当しないのではないかと考えておりますが、今、議員のほうから例をちょっと挙げられましたが、もしかしたら、そういう方につきましては、これではなくて生活保護の医療補助といいますか、それに該当する可能性もございますので、必ずしもこの要綱によらないと対処できないということにはならないと思っておりますが、該当される方につきましては非常に少ないのではないかとこのように考えておるところでございます。

議長（酒井恵明君）

松石信男議員。

10番（松石信男君）（登壇）

それで、今言われたように、後で申請件数ゼロということでも言われましたけれども、今、せっかくこの制度をつくりながら、これに該当しないという人が出てきていると、これが全国的に非常に問題になっておりまして、やはりこれを改善する必要があるというふうに私は思っているわけでございます。

それで、課長御存じのとおり、ことし7月1日に厚労省が「生活に困窮する国民健康保険の被保険者に対する対応について」という通知を出しておるところであります。これは新聞

報道もされましたので、御存じだというふうに思います。この通知は、病院の未収金問題の未然防止のために回収を強化するという面もありますけれども、同時に、一部負担金減免制度等の活用も求めているわけであります。厚労省は来年度から医療費の窓口負担、いわゆる3割の減免が受けられるように国から自治体へ補助をすると。国保会計の特別調整交付金というのがあるんですが、これで来年度から補助をやりますよと、だから、この活用を図ってくださいというふうな通知も出されているところであります。御存じだと思います。

それで、先ほど言いましたように、実施後、申請件数が1件もなかったということについて、どのようなお考えをお持ちなのか御答弁をお願いします。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

先ほども目的の中でちょっと申し上げましたが、特別な事情ということが上げられます。それと1つは、これが最初は猶予期間というものを6カ月間持ちまして、先ほど町長のほうからも回答ございましたが、申請月の前6カ月の収入状況　これはちょっと生活保護基準とかいろいろありまして、専門的になりますと個々によって違いますけれども、その方が収入が前6カ月の状況と6カ月後の状況を比較いたしまして該当すれば猶予から減免に変わるという制度でございますので、なかなかその期間がしばらく要するというところでございますので、先ほどどうしても今病院に行きたいと、しかし、そのお金がないという場合についてはなかなか対応が難しいんじゃないかと思いますが、それであっても行っていただいて申請をしていただければ、猶予期間というのをまず設けますので、その時点では支払いをしていたりなくていいという制度でございますので、そこら辺の皆様に対する周知が少しできていないという面もございます。ある面は私たちも非常に申しわけなく思っておりますが、なかなか該当される内容についてが少ない状況ではないかというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

松石信男議員。

10番（松石信男君）（登壇）

今答弁いただきましたが、まさにその辺が、いわゆる特別な事情が要するという部分での、やはりこの辺の改善が必要。特に、低所得者にこれを適用するという点が基山町の要綱では若干抜けているんじゃないかというふうに思います。それから、周知不足というのもおっし

やいました。

その件は後で申し上げますが、制度の周知についてでございますけれども、昨年10月1日付の「広報きやま」ですね、ここに持ってありますけれども、確かにこれに掲載をしております。この制度が始まったのが昨年4月からですので、10月ですので、ちょっと周知が遅いかなという感じも受けているところです。今後はもちろん広報とかインターネットへ掲載をするというふうなことでございますけれども、本当に今、傍聴者の方も議員の方も、それから課長の方も、ひょっとしたら、そういうのがあったっちゃうかというふうなことが率直な感じではなからうかと私は思うんです。知られていないと、知らされていないというのが私は大きな問題点だというふうに思います。

それで、そういうふうな形でインターネットとか載せるのはもちろん結構なんですけれども、私はこの制度を町民の方に知らせるといふ点では不十分さが残るのではないかというふうに思っています。他市町村の例をとってみますと、どういうふうにやっているかというのと、毎年、国保税の決定通知書とか、新しい国民健康保険証が送付されますよね。私たちが来ます。そのときに医療費の一部負担金減免制度のお知らせを同封していると。それから、新規加入者とか来庁者の方に配布するパンフレット、これにもちゃんと掲載して窓口に置いていると。そしてまた、病院ですね、医療機関にも周知をしていると。こういうふうなことを参考にしながら、もっともっと町民の方にこの制度を知らせていくと、このことが私は必要だというふうに思いますけれども、こういうふうなことを参考にして周知徹底を図ることについて、どのようなお考えなのか。いや、インターネットで終わりなのか、その辺のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

確かに住民の皆様方に周知等の仕方と申しますが、ことしについては、申しわけありませんが、まだ行っておりません。ですから、早速行わなければならないと思っておりますが、先ほど申されました、例えば、同封してそういう内容を知らしめるとか、あるいは病院等に協力をお願いするとかというのは今後検討していかなければならないと思っておりますが、はっきり申し上げまして、この制度を実際行っておるのは県内では佐賀市、鳥栖市と白石町と基山町、2市2町でございます。当然御承知だと思いますけど。そういう中で、私たちも

事前に聞いておりますが、残念ながら佐賀県内ではそこまでは、そういうやり方はやっておりませんけれども、隣の鳥栖市さんも当然やっておられますので、そういう中でも協議をしながら、できるだけ検討していきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

松石信男議員。

10番（松石信男君）（登壇）

できるだけ検討してやっていくということでありましてけれども、やはり私はこれは徹底してやっていく必要があるというふうに思います。それで、ぜひそういう方向でですね、来年度から厚労省からの補助金といいますか、財政支援も始まるわけですから、いろんな工夫をやって大いに知らせていくと、これをぜひ努力していただきたい。少なくとも窓口にもちゃんとそういうふうな説明、パンフレット等の中にもちゃんと掲載すると。今、全く本当にどこにあるとやるかという感じということですから、それをぜひやっていただきたい。

それで、その中で、私が特に大事ななと思いますのは、医療機関への、いわゆる病院等への周知、連絡といいますか、説明といいますか、これが私は大事だろうと思うんです。私もかかりつけの病院に、こういう制度があるのを御存じですかということで聞いてみました。そしたら、はっというような感じなんですよ。知らないということで、恐らくこういう制度があると知ってある病院はほとんどないのではないかと。しかし、この制度を利用させていただくためには、やはり病院の窓口が一番実情がわかるわけですね、3割負担を払えるか払えないかという部分は。ですから、病院に対してこの制度を知らせていくということは、当然、行政の任務だというふうに私は思うわけです。

広島市の例ですけれども、「保険医療機関へのお願い」という文書を配布しています。病院ですね、きちっと。そして、こういう制度がありますよと、窓口で支払い困難な方がありましたらお知らせくださいということではあるわけですね。だから、ぜひそういう意味で、特に病院についてはきちっとしたそういう文書なりを配布しておくということが必要だと思いますが、先ほど検討していくというようなことですが、再度その辺について御答弁をお願いしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

病院関係の周知も含めまして、窓口に置くかどうかはちょっとここではっきり申し上げられませんが、その検討はさせていただきたいと思いますが、まずは町内の病院あたりを優先的に検討したいというように思っております。

議長（酒井恵明君）

松石信男議員。

10番（松石信男君）（登壇）

ぜひそれは実施の方向でやっていただきたいと思います。今回出されました厚労省の通知の中にも、それはやってくださいというようなこともちゃんと述べられておりますので、課長御存じだと思いますが、ぜひ町内の病院の方にもそういう制度があるということを知っていただくということが私は大事だというふうに思います。

それで次に、この減免基準についてお伺いをいたします。

先ほど申請件数ゼロと。私はこの減免基準というのが厳し過ぎるのではないのかなと。これでは、せっかくつくったにもかかわらず、全く機能しなくなってしまうのではないのかなというふうに思います。このままいきますと、下手すると何年たっても申請件数ゼロと、だれも申請しない、申請できないという格好になる可能性が十分にあると私は思うわけです。

そこで、この基準を緩和するということが必要だと思っています。これも先ほど課長は県内で4つということで、県内でも珍しい方向といいますが、少ないわけでございますけれども、特にさっき言った厚労省がわざわざこういう通知を出したというのは、今こういうふうな経済状況の中で、これを使ってやればその辺の救済ができるというふうに考えているわけでありませう。

そこで、この基準緩和という面で、全国でも非常に申請件数が多いといいますが、ある市町村もあるわけですね。これも厚労省の調査ですが、減免の実施件数が2,000件となっている広島市の減免制度について、ちょっと御紹介をいたしたいと思います。

これは広島市からファクスで送っていただいた減免要綱でございますけれども、これはどうなっているかと申しますと、特に特別な事情という中に、低所得者に対する減免基準を設けてあるわけですね。対象が申請当月及び前2カ月の合計3カ月の平均収入が生活保護基準の130%以下の世帯で、生活保護基準の110%未満であれば、この一部負担金は全額免除というふうになっています。それともう1つ、これは沖縄県の豊見城市ですが、月収が生活保護基準の110%以下で一部負担金を免除、120%以下で8割減額、130%以下では5割減額とい

う要綱を定めているところでございます。この要綱もインターネットでとればすぐ出てまいります。余り詳しく言うと時間がないわけですが、そういうことで、非常に申請しやすい要綱になっているというふうに思っております。

それで、基山町においても、そういう要綱を参考にしてぜひ改善をしていくと。私たちが改善をしていくと、そういう方向でぜひ研究をしていただきたいと、そういうふうに思っているわけですが、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

先ほどからも申し上げましたが、減免することができるということで、市町村にそれはゆだねてあります。しなければならぬではなくてですね。ですから、そこそこの市町村で独自に定められて、いろんな条件をつけられていると思っておりますし、そこそこの国民健康保険の財政状況もあると思っておりますし、大きい都市であれば当然それだけ人口も多いということで、申請もふえる可能性もあると思っておりますが、当然これは単独事業でございますので、そこら辺は今御指摘いただきました豊見城市とか蒲郡市　蒲郡市はちょっとうちのほうで取り寄せたんですが、そういうのを調べさせていただいて検討はさせていただきたいと思っておりますが、先ほど議員おっしゃいました来年度から国のほうが特別調整交付金にできれば半分程度ぐらいをその費用として　費用といいますか、軽減した分ですね、減免した分についてを検討したいということで、そのモデル事業として取り組みをなされておるようでございます。ですから、例えば今、国保税でも7割、5割、2割という国保税の軽減がございますが、これにつきましても当然、国、県あたりが補てんをしていただいております。そういう関係がございますので、そういうモデル事業とかによってある程度の結果が出れば、それなりの基準あたりも示されるのではないかというふうに思っておりますので、そういうのも含めまして、うちのほうの取扱要綱については慎重に検討させていただきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

松石信男議員。

10番（松石信男君）（登壇）

ぜひ来年度に向けて周知の徹底ですね、特に、先ほど言いましたように、病院等も含めて

ですね。それとこの減免基準の緩和ですね、これをぜひ検討を求めたいと思います。今のままでは本当に仏をつくって魂入れずということで、極端に言えば何の役にも立たないという結果になりはしないのかと。役に立っている自治体の例を研究していただきまして、ぜひとも私たちが安心して病院にかかれるような、そういうセーフティーネットの制度の一つにしていただきたいということを要望しておきたいと思います。

それで次に、新図書館の建設についてでございます。

これについては、本当にたくさんの方からどうなっているのかなということで問い合わせ等がございます。いや、小学校ができてからですよということで私たちは町民の方にお知らせをしているわけですが、来年度に図書館建設検討委員会を再度立ち上げるということは、これははっきりしているわけであります。問題は、やはり基本的に場所の問題だろうと。場所さえ決まれば、すぐにでも　すぐにでもというか、建設できるのかなというふうに私たちはちょっと思っているわけですね。

その場所についてですが、いわゆる答申書がございますけれども、これは教育長か町長か、答申書がございます。これに望ましい建設場所の条件として3つほど上げられているんですよ。ちょっと簡単に、気軽に立ち寄れるところと、それから2つ目に、利用が便利なところと、十分な敷地が確保できるところと。この3つの条件についてはどのように考えられておるのか。先ほど私はこの調査内容も含めてですね、これも選択肢の一つに入るのかとあって、町長はそれも検討したいというふうな答弁を過去にされておりますけれども、この場所について変更があり得るのか。それはその方向でいきたいというふうになるのか、これはどなたでも結構ですが、御答弁をお願いしたいと思います。原則的に答申書のとおりでいくのか、それとも、いや、それは見直すということにもなるということになるのか、答弁ください。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

16年度の答申書の中身、よく覚えております。まず、気軽に立ち寄れるところ、利便性が十分考えられるところ、それから、敷地が確保できるか。こういうことを考えていきますと、やっぱり検討委員会の中で再度、もう一度十分にそこは協議しなくちゃならないかなと。土地はそこがございますね、西側に。しかし、それは前回の検討委員会の中で不適切だという

ことではございましたので。

利便性もどうなのかなと。駅などで通勤、通学の人たちがすぐにでも行けるようなところというの、そのときに大きな話題ではございました。そういうことも考えて、町長のほうも事前に望所を出されていたようではございますが、もう一度ここは深く考えなくちゃいけないなと思っております。今、どこだということはありません。

議長（酒井恵明君）

教育長、変更もあり得るといえることですかね。

教育長（松隈亞旗人君）続

変更もあり得るといえることは、前回の土地より変更があり得るといえることではございますか。
（「いえいえ、この条件の」と呼ぶ者あり）ああ、この条件の変更。

それも私の口からここで今言えないんですが、検討委員会の結果を見て、結果から言いたいと思います。私見になってしまいますので。よろしいでしょうか。

議長（酒井恵明君）

松石信男議員。

10番（松石信男君）（登壇）

検討委員会の中で検討されるということではございます。規模についても、先ほどの答弁では検討する必要があるんじゃないかということではされています。前の検討委員会の答申書でも、どのくらいの面積かということ、これによりますと5,070平米ですかね、坪数にすると1,536坪ということで、どのくらいの大きさかなと、ちょっと私もぴんときませんけれども、こういうふうな立派な答申書が出されておりますが、そしたら、この建設面積についても、これも検討という形になるんですか、ちょっと答弁ください。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

前回の答申書ですね、これは行政のほうでも十分に精査し、また検討しました。その場合、いろんな意見が出たわけですが、いろんな面で理想がかなり入っていると思うんですよ、敷地にせよ、建物の面積にせよ。そういうことも含めて、やっぱり検討の課題だと思います。ですから、その大きさでやるということでは答えられません。

議長（酒井恵明君）

松石信男議員。

10番（松石信男君）（登壇）

それで、これは町長にお尋ねしたいわけですがけれども、先ほどからも何回も言いますように、町長はこの2期目の任期4年間で結論を出して、あちこちの発言を見てみると、つくりたい、建設したいというような意向はお持ちだというふうに思っておりますけれども、まず、マニフェストとの関係もあります。マニフェストにはきちっとは書いていないんですけれども、結論を出すということですから、下手すると、これはつukらないという結論にはまさかならないと思うんですが、そのことについて町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

実は5年前でございます。2月末にここに来たわけでございますけれども、そのときにはたしか検討委員会の答申が出ておったということでございます。場所の問題いろいろございまして、そのときにやはり財政ということも私も頭にございました。そういうことからして、小学校にかなりの財政が必要だ、歳出が必要だというようなことを考えまして、それじゃ、少し先送りをさせてもらおうということで、小学校建設が落ちついたところで財政を見直してやりたいというようなことで来たようなわけでございます。

しかしながら、以前からも図書館が必要だというようなことで5年前に検討もなされておったというようなこともございますし、私自身もやはり図書館というのは、これから先、非常に必要な施設だというふうな認識を持っておりましたから、これはやっぱり何とか、今、いろいろお話になっております場所の問題、規模の問題、この辺のところをもう一遍検討委員会に諮って、結論を出したいなというふうには思っております。何らかの形にしたいということでございます。

場所とか規模とかということに関しましては、私もどうあるべきだ、こうあるべきだというようなことを今ここで言うわけにはいかないと。そういう持ち合わせもないというようなことでございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

それでは、詰めたような形になって申しわけないと思うんですが、非常に町民の方の関心が高いということで私はお聞きをしているわけです。来年度、建設検討委員会を立ち上げるということで、これが2年も3年もかかるということにならないだろうし、一回答申書を出されているわけですから、先ほど場所の問題、規模の問題と。町長が言った、あえてあと財政問題とかとなりましようが、そんなに時間がかかるような性格のものではないだろうというふうに思うわけですよ。

だとすれば、これも町長に再度お伺いしたいわけですが、22年度中には答申が出ることになるだろうと。来年度中ですね。そうすると、23年度からの建設に向けて取り組むという形になるのかなというふうに思います。町長は24年1月までですか、任期は。24年1月か2月までやったろうと思うんですが、いわゆる町長の任期がある間にこれは具体的に建設に入っていくというふうに見ていいんでしょうか。ちょっと確認を求めて申しわけないんですが、再度、町長。

議長（酒井恵明君）

答えますか。町長。

町長（小森純一君）（登壇）

何か任期絡みで聞かれたような気がしますけれども、ちょっと私も少なくとも場所の選定、いろいろな検討は今度は慎重にやっていただきたいと思うものですから、22年度ぐらいはかかるんじゃないかと。そのくらいかけてでも、各角度からいろいろ検討していただきたいなというふうに思っております。それからしますと、23年度、24年度というような、その辺のことがちらちらするんですけれども、いずれにしましても、本当に検討委員会で、よし、ここでというようなことになるのかどうかと、その辺のところも含めまして、ちょっと何年からどうというようなことは、言えばベストなんでしょうけれども、ちょっときょうここで申し上げるといふわけにはいきません。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

それで、先ほど財政状況を見ながら建設時期については検討というふうなことでございますが、この財源についてどのように考えられているのか。当然、公共施設整備基金やったですか、これの運用というか、切り崩してというのは当然入ってくるというふうに思っており

ますが、どのようにこの財源について、建設に当たってはどのくらいお金がかかるか、ちょっとわかりませんけれども、過去においては10億円とかいう話もありました。もちろんその辺の見直しもまたあると思いますけれども、これは町長がいいのか、財政担当かどなたでも結構ですが、いわゆる財源を見ながら建設時期については検討するというようなニュアンスでありましたので、そしたら、財源はどうするんですかということでお聞きしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

私の希望としては、とにかくやっぱりどうしてもつくりたいなという希望は持っておりますし、それも時期的にもできるだけ早くというようなことなんですけれども、何しろ財政となりますと、5年前に七十二、三億円の起債ということでございました。それが六十三、四億円ぐらいに減ったというようなことでありましたんですけれども、また学校建設がありまして、72億円に逆戻りと。起債をこれ以上ふやすということは、大体私の気持ちとしては、引き継いだときから起債はふやしたくないというような基本的な考えもございまして、から、ちょっと規模的に、時期的にというようなことで、財政をどうするかというようなこと、その辺はまた含んだところで検討委員会とともに検討をさせていただきたいと。

非常にあいまいな言い方になってきましたけれども、やっぱりその辺のところは慎重にやりたいなというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

今の答弁を聞いておりますと、何か建設に向けて、そのお金をどうするかというような具体的な計画もないというような感じを受けました。このままでいけば、下手すると結果的にはお金がありませんでしたというふうな形で、町長の任期中にはできないということになるのかなという感じも受けましたけれども、町長がそういう気持ちの中ではつくりたいと、しかし、ちょっとお金がなということであれば、やはり具体的な計画を立てて取り組みを進めていくということは私が言わなくてもおわかりだろうと思うんですよ。具体的にその辺を、来年の検討委員会もございまして、それとあわせたような形で財源的な面についても

もちろん検討委員会の中ではそれは検討しないわけですがけれども、町長としてもどうするかということで具体的に検討していくと、それはぜひやっていただきたいと思いますが、どうですか、来年度、検討委員会とあわせて、財源問題についても具体的に検討するというところでございますか、どうですか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

財源をどうするかということでございますが、建設ありきというようなことでもないということですが、はっきり言いまして。だから、今の図書館を改修なのか、それも一つの選択肢だと思いますし、私も最初のうちはちょっと冗談じゃございませんけれども、ここの一角にどうなんだというようなことも申し上げた経緯もございます。最初はわあっと言われておったけれども、中には、それもそうだなとおっしゃる方も何人かおられるというようなことにもだんだんできておるような状況でございますので、その辺のところはいろんな選択肢の中でまた検討していきたいと。財源もあわせて検討していきたいということでございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

ぜひ建設に向けて具体的な検討をお願いしたいと。そして、建設に当たっては、やはり基山町の身の丈に合った図書館にしていくと。もちろん町民の方の要望もでございます。それを基礎にしながらも、先ほど教育長が言われたように、基山町の身の丈に合った図書館にすると、私はこれが非常に大事ではないのかなというふうに思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいなと思っています。

それと次に、図書館の広域利用サービスの件ですがけれども、先ほど説明がございました。それはそういうことで、今、大変便利になりました。

ただ、私がここでひとつ何とかしてほしいなと思っておりますのは、いわゆる図書館に行けない方ですね。障害者の方とか高齢者の方ですね、この人たちがなかなか本に触れ合う機会がない。移動図書館とか昔あったですかね、ちょっと忘れちゃったけれども、これらに対するサービスというのが必要というふうに私は思っておるわけですがけれども、これなどについてどのようにお考えなのか、担当課長の説明をお願いしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（毛利俊治君）（登壇）

7月1日から始まりました広域サービス等におきます体の不自由な方等に対するサービスでございますが、現在、目の不自由な方につきましては、自宅まで郵送で点字図書とか録音テープ等の貸し出し等を久留米市の図書館が行っておりますので、それは利用できるようになります。

なお、現在においても、佐賀県立の点字図書館というのがありますので、そちらのほうに登録していただければ、点字図書並びに録音テープの貸し出しができるようになっております。

また、肢体不自由な方におきましても、内蔵疾患等の方におきましても、佐賀県立図書館がそういう方に対して郵送でのサービス等を行っておりますので、そちらを利用いただければ自宅に本が送ってくるようになりますので、できればそちらを利用いただければ図書等のサービスが受けられるということで御承知いただきたいと思っております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

それはそうでしょうけれども、私が聞いたところによると、久留米の図書館ですよね、これが65歳以上の障害者の方とか手帳を持ってある方について宅配サービスを始めたということをお聞きいたします。そのことは御存じないですか。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（毛利俊治君）（登壇）

現在、久留米市が行っているサービスでございますが、それにつきましては、先ほどお答えしましたとおり、目の不自由な方についての、例えば、身体障害者手帳の視覚障害の1級から6級の方が対象となっております。そういうことで、そういう方に対して録音テープとか点字図書の貸し出しを行っているということを聞いております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

それでは最後に、総選挙の結果について再度お伺いをしたいと思います。

先ほど率直な御感想をいただいたわけですが、私はここでぜひ町長にお伺いしたいと思っていることがございます。それはことしの3月議会でもお聞きをいたしました。今回の総選挙の結果について、いろんな言い方というか、評論がされております。基本的には小泉内閣の構造改革路線が日本の経済社会を余りにもひどいものにしてしまったのではないかと。そのことへの国民の厳しい審判がもたらしたのではないかという指摘がされています。

私はさきの3月議会の中で、この小泉改革について質問いたしたところです。全く同じことを再度質問になりますが、そのときの質問をちょっと繰り返しますが、改革なくして成長なしとワンフレーズ政治で突っ走った小泉政治。痛みに耐えればあしたはよくなるどころか、生きていけないと悲鳴が出るほどの貧困と格差の広がり。より多くもうけた者が勝ちという新自由主義的な価値観が日本の社会の安全・安心と人々とのつながりを壊したのではないかと。この構造改革路線は国民を幸せにしたのかと、こういうふうに町長にお尋ねをしたところでございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員、質問中ですが、この一般質問は基山町の行財政の一般事務についての質問ですので、念頭に置きながら質問してください。

10番（松石信男君）続

これは非常に大事な部分だと思い、今後の町政を進めていく上でも大事なことだと思っておりますので、全く同じことでもございますけど、選挙結果を受けて、率直な御感想をお聞かせ願いたいと思います。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

前の御質問にも答えたと思いますがけれども、やはり基本的には改革も必要だったんだということは私も今でも思っております。今までの閉塞感、悪弊打破という意味で必要だったんだらうと思いますけれども、やはりそれによる負の遺産といえますか、それもあつた。聖

域なき構造改革というようなことで、余りにも新自由主義といいますか、行き過ぎた市場原理というようなこと、それによって国民生活に格差が拡大し、ひずみをもたらしたという面も確かにあろうと思います。そういうことで、こういう今度の選挙の結果になったかというふうには思っております。これからは少しその辺をやっぱり改めていかなきゃいかんということだろうというふうには思っております。（「終わります」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

以上で松石信男議員の一般質問を終わります。

ここで14時25分まで休憩いたします。

～午後2時10分 休憩～

～午後2時25分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開し、次に、平田通男議員の一般質問を行います。平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

私は町政会に所属しております12番議員の平田通男です。午前中、同僚議員の質問がありまして、ややどっけにのまれた感じになっておりますので、気を改めて質問をしたいと思います。

今回の質問は、まず第1に、基山町の財政状況について、それぞれ指数を提示いたしまして町長の見解を求めたいと思います。指数につきましては、今、議長から説明がありましたように、急遽資料として要求をいたしておりましたので、それに基づいて回答をお願いしたいと思います。

2番目に、住民サービスの向上について、過去何回かの議会の中でいろんな形で執行部のほうに要求がなされておりますが、そのことについての回答について、具体的に示していただきたいと思います。

3番目に、下水道事業についてお伺いしたいと思います。

以上、3点にわたってお尋ねしますので、御回答をよろしく願いいたします。

まず、1番目の基山町の財政状況については、お手元に平成21年4月中旬に佐賀新聞に記載されました県内10町の財政比較指数を見られ、町長はこのことをどう思われるのかお答えいただきたいと思います。

まず、御存じのように、佐賀県は48市町村あったものが現在は10市10町になっております。

昔は7市8郡と言っておりましたけれども、その中から市が3つ誕生して、残ったのは10町ということになります。この10町の中には、合併した町もありますし、合併をしない町もあります。そういうことも考えながら、この指数を見ていただいて答弁をお願いしたいと思います。

次に、町長の見解を述べられる中で、特に、自主財源比率、それから財政力指数、町債残高、基金残高、経常収支比率について、それぞれ感じられたことを述べていただきたいと思います。

次に、住民サービスの向上について、これは2点だけについて今回はお尋ねをします。過去、同僚議員の、しかも、複数の議員から指摘をされ続けていることですが、十分解決には至っていないと私は考えております。

まず、循環バスが稼働し出しまして、もう何年になりましょうか。幾度となく利用者の立場に立って改善されるよう要望がなされてきましたが、いつになったら具体的な検討がなされ、その成果が示されるのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

次に、窓口業務の改善についてお伺いいたします。

窓口を利用される住民の立場に立って、日曜日に開庁したらどうかということについても何回もこの議会の中でも申し上げているところですが、一向に解決する状況は見受けられません。じゃ、なぜ日曜に開庁できないのか、具体的な理由を述べてください。

3番目に、下水道事業についてお尋ねをします。

これはけやき台、あるいは三井ニュータウン、本桜等を除いた本管の接続率は何%になっているのでしょうか、お答えください。

次に、下水道事業を推進していくためには使用料金の納入が不可欠だと思いますが、収入実績は本管との接続率に大きく左右されると思いますので、大体何%と見込んで積算をしているのかお答えください。

3番目に、過去6カ年の議会における指摘、あるいは要望をどう受けとめて、この接続率を推進するためにどう検討され、どう努力をなされたのか、具体的にお答えをいただきたいと思います。いつごろ、どこでどういう協議をして、その結果として現在はどうなっているということを具体的にお示しください。

最後に、認可区域外の対応をどうしようとなされているのかお答えをいただきたいと思います。特に、バイパスより山ろく側、また、近ごろ問題になっています5区の伊勢前地区の

対応について具体的にどうされようとしているのかお答えいただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。よろしく願いしておきます。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

それでは、平田通男議員の御質問に答えを申し上げます。

まず最初に、財政状況についてでございます。

(1)県内10町の財政比較を資料で示し、見解を述べよということでございます。

これは議員さん方には今資料を差し上げたと思いますけれども、一応ざっと読み上げさせていただきます。

まず、人口とか予算総額、これはよかろうかと思しますので、比率とか起債、基金の残高とかというようなことを申し上げます。

まず、自主財源比率でございますけれども、基山町が61.89%です。みやき町が39%、上峰町が52.8%、吉野ヶ里町が42.2%、白石町が32.5%、太良町が20.7%、玄海町が67.3%、有田町が29.5%、江北町が40.7%、大町町が35.9%となっております。

それから、起債、いわゆる町債残高でございますけれども、これは億単位で申し上げますと、基山町が69億円でございます。みやき町が102億円、上峰町が48億円、吉野ヶ里町が94億円……（「ちょっと答弁途中ですけれども、資料をもらっているから、それはお目通しで」と呼ぶ者あり）もうよろしいですか。傍聴者の方にどうかと思いましたがけれども、よろしゅうございますか。（「わかりました。はい、いいです」と呼ぶ者あり）

じゃ、白石町が151億円、太良町が45億円、玄海町は1億円、それから有田町が117億円、江北町が57億円、大町町が40億円です。

基金のほうでございますけれども、基山町は14億円、みやき町が19億円、上峰町9億円、吉野ヶ里町47億円……

議長（酒井恵明君）

上峰町は90,000千円です。

町長（小森純一君）続

ああ、90,000千円。失礼いたしました。上峰町90,000千円でございます。白石町が69億円、太良町が41億円、玄海町が131億円、有田町が14億円、江北町が89億円、大町町が7億円で

す。

それから、財政力指数でございます。基山町0.73、みやき町0.54、上峰町0.66、吉野ヶ里町0.59、白石町0.35、太良町が0.25、玄海町が1.57、有田町が0.4、江北町が0.46、大町町が0.43です。

それから、経常収支比率でございますけれども、基山町89.8、みやき町96.4、上峰町99.1、吉野ヶ里町が93.5、白石町が90.6、太良町が89.5、玄海町が75.9、有田町が99.4、江北町が89.8、大町町が97.3となっております。

ところで、この指数から感じられることということでございますけれども、まず、自主財源比率でございます。この自主財源は市町村税、分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、繰入金、寄附金と収入の合計額を言い、依存財源は地方交付税、国庫支出金、県支出金、譲与税、地方債収入の合計額を言います。一般的に自主財源比率の値が大きいと財政が豊かであると言われてますが、地方交付税の大まかな仕組みとして、人口等の状況が同じような団体でも税収が大きい団体には交付税は少なく、税収が少ない団体には交付税を多く配分するということ言え、同じ予算規模であっても、前者は自主財源比率は大きい数値を示しますし、後者は小さい数値となり、必ずしもこれをもって財政の豊かさををはかることはできないものと考えます。

それから、イの財政力指数でございますけれども、地方交付税算定に用いる基準財政収入額と基準財政需要額の比率を示す数値で、1に近いほど財政力が強い。しかしながら、豊かというわけではないと言われております。1に近いほど、つまり数値が大きいほど交付税は少なくなるということでございます。

ウの町債残高につきましては、さまざまな普通建設事業を実施した結果、10町中5番目に大きい額となっております。

それから、基金残高でございますが、基金残高については、みやき町に次いで10町中7番目となっております。

それから、経常収支比率ですけれども、経常収支比率については10町中3番目となっております。

以上のように、自主財源比率も財政力指数も県内他町と比較した場合には良好な数値を示しています。しかしながら、それは財政構造上、歳入全体に税収の占める割合が多いということを示しているにすぎず、極端な言い方をすれば、構造的に税収の少ない団体であっても、

その分を交付税という別な財源を国から余計に交付され税収が多く、一般に財政豊かと言われる町と同等の運営を行っている状況です。ですから、交付税の依存度が県内の他の町より少し低いとは言えるかもしれませんが、決して余裕があるとか豊かとかの状況ではありません。そんな町には交付税は交付されません。

2の住民サービスの向上についてでございます。

(1)循環バスのサービス向上について、どのような検討をしたかということでございます。

西鉄バス佐賀株式会社と委託料見直しの協議をしました。委託先の変更も含めて、運行方法の見直しを検討しています。また、コミュニティバスとして利用するために、園部分校廃止に伴う学童送迎の整備が必要であろうかと考えております。

(2)の窓口業務について、日曜日に開庁できない理由は何かということでございますが、日曜日等に開庁できない理由は特にはございません。現在、住民の方々の利便性を図るということで、予約制ではありますが、夜8時まで住民票、戸籍等の交付を行っております。これは平成19年5月から実施いたしておりますが、交付実績といたしましては、20年度が24件、21年度は8月までで10件でございます。月平均にしますと2件ということでございます。

このようなことから、休日開庁については、いましばらく様子を見ていきたいと考えております。

3の下水道事業について、本管への接続率は何%かということですが、事業開始前の既存施設は除くということです。けやき台、ニュータウン等です。

けやき台、基山ニュータウンを除いた地区の接続率は67.8%となっております。

(2)使用料金の納入実績を何%と見込んでおるかということですが、前年比103%を見込んでいました。しかし、前年度に面整備した小倉、高下地区の接続率が8月末で既に26.5%に達していますので、上方修正をしなければならないと考えております。

(3)本管への接続推進のための具体的対応策が示されない原因は何か。過去6カ年の議会における指摘、要望をどう受けとめているのかということでございますが、未接続ます345ますのうち、3年を経過しているますは160ますで、接続しない地域は固定化していますが、全体的には順調に接続が進んでおります。

未接続の理由としてあるのが、高齢世帯と老朽家屋の改造資金の高額化といった家庭事情があるようです。接続を推進するため、水洗便所改造資金融資あっせん制度を検討し、金融機関と協議してきましたが、損失補償の件で合意に達しませんでした。町も金融機関も一番

心配するのは、貸し倒れになりはしないかということです。他団体では、融資資金の回収のために徴収事務を行っている事例もあると聞いております。

(4)の認可区域外の対応はどうするのかということです。

これはバイパスより山ろく側、それからまた、伊勢前地区等ということになっておりますが、全体計画区域と事業認可区域の見直しを検討しますが、公共下水道計画区域外の污水处理等については、合併浄化槽整備事業を推進していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

平田通男議員。

12番（平田通男君）（登壇）

これから一問一答を進めてまいりたいと思っております。

まず、設問1、設問2、設問3に対する今の町長の答弁、恐らく担当課長がつくったんじゃないかと思いますが、余りにもお粗末じゃないですか。すべて否定することばかり。前向きに取り組もうという姿勢が全然見られないですね。もっと具体的に小さく詰めますから、答えてください。

まず、財政状況についてですが、県内10町の財政比較を資料で提出して見解を求めました。この中で、自主財源比率、財政力指数、経常収支比率がその町の財政状況を如実に示す数値ではないかと考えますが、町長の答弁では、自主財源比率の値が大きくても財政が豊かだとは考えられませんか、自主財源比率から見れば10町の中では、これを見ますと基山町の上を行っているのは玄海町だけですよね。御存じのように、玄海町は原子力発電所を持っていますので、地方交付税はゼロですね。そういう関係で、玄海町の数値がよくなるのは当然のことです。そしたら、それ以外の基山町を含めて残りの9町の中では、ほとんどどの数値を見ても基山町がトップなわけですよ。そしたら、ほかの8つの町の町長はどういう答弁をするんですか。基山町は何でもかんでも財政が数値が高かっても豊かではないとか、あるいはもっと具体的に言えば、この自主財源比率を見てもらってもわかりますけれども、基山町が61.89、最も低いのは太良町が20.70、基山町の3分の1ですよ。そんな数値を示しているところの町長はどんな答弁をするんですか。

前も町長はよく言われていましたが、合併しても厳しい、合併しなくても厳しい。確かにそうだと思います。その中で、佐賀県下の41の町があって、現在、平成の大合併で10町が残

ったと。合併をして残ったところもありますが、残ったとして、それぞれの厳しい財政の中でいろんなやりくりをしていっているわけでしょう。重ねて言いますけれども、玄海町以外の町は、ある意味では基山町が目標じゃないんですか。そのことは、例えば、自主財源比率一つとってみても、基山町の町民の人の、いわゆる住民税なり固定資産税なりが高く支払われているということでしょう。よそのいろんなところに行っても、自主財源比率がこれだけ高い町はほとんどありませんよ。自主財源比率が高いということは、その町にそれだけの能力があるということでしょう。町民の人が納税能力を持っていると。それに基づいて、基山町としての独自の政策も出せるわけでしょう。

確かに交付税が減っていったり、その町に町民税なり、あるいは固定資産税なりが多くなれば、その分だけ交付税が率として減っていっているのは、これは実態としてわかりますよ。しかし、自主財源比率というのは、そういう意味だけじゃないでしょう。基山町としての自主財源を持っているわけだから、それなりの政策を私は示すべきだと思う。ほかの町と一つも変わらないような状況じゃ、自主財源比率が高い意味がない。

次に、財政力指数に関する答弁では、財政力が強いと言われているけれども、豊かではないと。これも否定ですよ。統計数値を見てみてくださいよ。基山町の財政力指数は0.73、玄海町が1.57と断トツですけれども、これはさっきからも言っています。これ以外の町の低いところは0.25、あるいは0.35、0.40、0.43、0.46と5町が0.5を下回っているわけですよ。それに対して基山町は0.73という財政力指数を示しています。じゃ、示しているだけのことをどこでやっているのかということ具体的に出さなくてはいいけないと私は思います。

財政の硬直状況を示す数値は、もう御存じと思いますが、100に近いほど厳しい状況を示しているわけですね。玄海町が75.9、太良町が89.5、基山が89.8、これは100を過ぎると県の許可がないと起債ができないんですね。そういう中でも、基山は3位の経常収支比率にしても、県下の玄海町を除いた9町の中では2番目の数値を示しています。

各分野の中でこれだけ良好な数値があって、それがなぜ決して財政力が強いと言えないんですか。交付税がその分だけ少なくなっていると言いたいんだろうと思うけれども、私はこの財政力指数というのは決して豊かではないということではなくて、その町の財政力を有効に活用すれば、もっと幾らでもできるわけですよ。いわゆる予算の重点的配分とか、あるいは経費削減によって厳しい財政を乗り切りたいと、あるいは乗り切るということをこの町の中では幾らでも言っていますね、ほかの町は。さっきからの議員の質問の中にも、委託料の

問題が取り上げられました。太良町なんかは委託料を抜本的に見直すということをうたっていますね。そして、ある議員が言われたように、委託料をできるだけ少なくして、自分の町の執行部で、委託しなくていいものは委託しないという姿勢を示して、そういう面からもメスを入れていくべきだということは何回も言っているわけでしょう。以前からの答弁では、幾ら言ってもそこを全然扱おうとしない。

財政課長に聞きますが、20年度の委託料総額と21年度の委託料総額、どのくらい削減されていますか、教えてください。そのくらいは資料なくてもわかるやろう。

議長（酒井恵明君）

平田議員、今、財政課長にとおっしゃいましたけど、総務課長でしょう。（「総務課長です」と呼ぶ者あり）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

今の回答でございますけれども、申しわけございません。宙に覚えておりませんし、資料もございませんので、申しわけございませんけど、回答できません。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

平田通男議員。

12番（平田通男君）（登壇）

これは前もって財政力指数とか、そういうことを話をしているわけだから、当然そういう質問はあると思って勉強しておかにかいことやないか。その都度、例えば、委託料一つにしても、今まで全然扱ってきていない。逆に委託料はふえてきていますよね。約6億円、基山町の一般会計の1割以上ですよ。その委託料が計上されている。しかも、それは毎年減るどころか、だんだんふえてきている。今回の補正予算でも同じですね。何かあれば委託に回す。町長は丸投げじゃないとおっしゃっていますけれども、これはもう丸投げだ。

委託にすべて回すということは、役場の職員は委託をさせるために勉強して、業者を選定してやっているのといっちょん変わらん。自分たちで勉強して、やはり委託料が問題があるということをこれだけ指摘してきているわけだから。

もっと具体的に言いましょうか。5年前に町長が公約としてなされた道の駅、いわゆる地産地消をするための農業販売所をつくろうというときに、当時、私は経済建設委員会にいま

したけれども、いわゆるリサーチを進めるために2,000千円の委託料を組んだ。そのときにも委員会の中で、こんな金を組んで無駄だと、どういう場所にそういう生産物直売所をつくったらいいかぐらい自分たちでやりなさいと強くそこは要求したはずですよ。しかし、それでもとうとう要求を通さないで、ある業者に委託をして1冊の本をつくり上げました。2,000千円ですよ。5年たった今、それは何かなっていますか。

委託料といえども、もう一回本当に真摯に受けとめて見直す必要があるんじゃないですか。町長、教えてください。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

確かに委託料、かなりの額だということ、そして、その見直しも必要だということは事実、そのとおりだというふうに思います。

そういうことで、委託料についての一般質問がありました折に私も何度か委託料全部を見直したこともございます。そうしたときに、本当に委託料として、調査とか計画策定とかというような委託料というのはそう多くないというふうにそのときは私は感じておりました。業務委託料、くみ取りとか、いろんな委託料がございます。それから、特に、パソコン関係の委託料、これなんかはちょっとやっぱり業者に委託しなけりゃどうしようもないという部分というのがずっと膨らんでおるということは事実でございます。

そういうことで、いわゆる調査委託とかいうことは、やはりしっかりまた考えていかなきゃいかん部分だというふうに思います。それから先は、先ほど片山議員の中で答えましたから、そういうことも含んでいただきたいというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

いわゆる職員の自助努力によって、やはり予算というのは十分検討され、使われなくてはいけないと思うんですね。何でもかんでも委託と。町長は委託料の中身は、そう何でもかんでもやないよという発言が今ありましたが、例えば、行財政改革を今まで進めてきたわけでしょう。行財政改革の一つとして、指定管理制度も持ってきたわけですね。じゃ、具体的に今回指定管理に持っていかれた体育施設、あるいは町民会館、そこに支払われている委託料、

昨年と幾ら変わっていますか。これはどこで答えるのか。幾ら安くなっていますか。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（毛利俊治君）（登壇）

まことに申しわけありませんけど、指定管理料関係の委託料の資料については、ちょっと本日持ち合わせておりませんので、お答えできません。

議長（酒井恵明君）

質問者、今の答弁ですが、後があるでしょう。（「いや、もう一回聞きます」と呼ぶ者あり）平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

担当課長が知らないというなら、私が教えます。

委託料は全然変わっていないよ。予算を組んでいるじゃない。20年度の去年1月から支払ってきた委託料、それから、21年度に業者に支払っている委託料、何も変わっていない。もっと言うならば、老人憩の家の委託料、全然変わっていないでしょう。

指定管理というのは、よく同僚議員が言われるけれども、指定管理者が一定の努力をして、そして、もっと具体的に言えば、ある一定の収入を得るような努力をして、そして、それが住民サービスにつながる。それでいて初めて、基山町の施設で見ても百何億円という金を投資してつくったわけでしょう、社会体育施設も町民会館も武道館も。それを今まで職員でやっていたものを金額的に一つも変わらない委託料を組んで、どこに財政改革があるんですか。

じゃ、もっと具体的に言いましょうか。じゃ、具体的にこのことによって人件費は幾ら安くなったんですか。何か今度の広報を見ると、また4人ぐらい募集してありますね。一方では、公務員の削減を大々的に民主党政権は言ってきた。一方では、指定管理者制度を導入したことによって人件費で幾ら浮いて、じゃ、その浮いた人はどこに行っているんですか。そのくらいわかるやろう。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（毛利俊治君）（登壇）

本年4月より指定管理者を町民会館並びに体育施設に導入しまして、その間におりました職員と本年度4月の職員を比較いたしますと、3名分だけ人数的には前年度と比較して人数

の減がっております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

じゃ、3名分減額しているというけれども、現実的に体育施設なり町民会館なりを請け負った、いわゆる指定管理者、そこでも人を雇っているわけでしょう。そこで十数人雇っているわけでしょう。じゃ、その人たちの3人分の仕事がなくなっても、まだそれだけの仕事があるということですよ。だから、委託料を払っているわけでしょう、1億円近い金を。もちろん人件費だけじゃありませんよ。委託料の中にはいろんな清掃費とか全部入ってしまっようから。

そしたら、数字的にその3人はどこに行ったんですか、総務課長。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

保育所のほうに参事として1名、税務住民課のほうに1名、あと学校教育係のほうに1名行っております。それで3名でございます。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

そうしますと、極端に言えば、それは財政改革に全然つながっていないんでしょう、職員数が減っていないということは。仕事の量は委託料として出しておるわけでしょう。じゃ、たまたま町民会館なり体育館にいた職員は、その仕事はほとんどしていないということですか。しなくてもやってこれたということですか。　ちょっといいです。もう答えなくていいです。

いわゆる財政改革を進める中で、町長はさっきの答弁で、いろんな指数から見て、基山町は決して財政は豊かではない、厳しいということをずっと言われました。だれか担当課長が書いたんだろうから。

そしたら、町長にお伺いしますが、基山町の財政を見る上で、人件費というのは大きなウ

エートを占めていると思います。基山町のラスパイレス指数は幾つですか。そして、県内で何番目に高い順番でしょうか、お答えください。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

平成20年のラスパイレス指数が99.7でございます。これは佐賀県で一番高い数値だということでございます。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

今、町長が答弁されましたように、佐賀県下10市10町の中では一番ですよ、ラスパイレス。片方では、財政改革をしているとおっしゃる。片方では、決して豊かではない、そういう答弁、否定してこられる。そして一方では、基山町の予算の大きなウエートを占める人件費は、ラスパイレス指数は佐賀県下で一番。佐賀市を含めて10市10町の中で一番ですよ。これはどう説明していただけるんですか。

しかも、今回は指定管理者制度の導入やらを含めて委託料もふえているわけです。ふえているということは、人件費は減っているわけですよ。それでいて、ラスパイレス指数がまだ佐賀県で1位と。そして、財政改革はやっていますというのでは筋は通らないんじゃないですか。町長に答弁書を書いた人が答えてください。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

ラスパイレス指数につきましては、国家公務員との比較で、国家公務員を100としたときの数値になっております。

それと先ほどの人員の関係でございますけれども、削減になっていないのじゃないかという平田議員の御質問でございましたけれども、今までが人員の定員管理を皆様方にお示ししているとおり、人員は着々と減になっております。ただ、今まで減になっていた分を採用しなくて抑制をしてきておりました。その分に3名分を要するに回しているということでございますので、一応今現在のところは定員管理に従って、ちゃんと順調にっております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

今、総務課長が答えられたように、確かに国家公務員に対する給与の比率でラスパイレス指数というのは出ていると思いますが、それにしても、佐賀県で一番ですよ。どこもそうでしょう。どこも国家公務員に対して比率を出してきているんだから。そして、どこも財政改革を進めてきている。これで住民に対して説得力はありますか。

もうこの問題はこれ以上言いません。言いませんけれども、本当に財政改革を進め、あるいは機構改革を進めていくなれば、やはり実質的な数値をぴしゃっと示せるような形で出してもらわないと、私はなかなか納得できないと思います。これはまた重ねて次回に要望することがあるかもしれません。

次に、住民サービスの向上についてお尋ねをします。

町長の答弁では、西鉄バスとの間に委託料の見直しについて検討していると。具体的に何について検討されているのでしょうか。具体的に。今、委託料が九百何万円か組んでありますね。そして、バス1台。なぜ直営でできないんですか。直営でできない理由を教えてください。運転手も雇って、そして、なぜできないのですか。高くなるというのか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

直営でバスを運行することはできないことはないですね。議員もよく御存じだと思いますけれども、もともと循環バスを運行するようになった経緯というのが、1つは、小松まで路線バスがありましたですよね。あれが廃止になり、1つは、規制緩和で路線バスが廃止になると。それともう1つは、福祉の面から憩の家を利用される方に乘っていただくと、そういったことで平成12年から運行を始めたんですけど、そういう手続とか経費の面とかもいろいろ考えて、車両も業者に購入してもらおうというようなことで、そういう委託のやり方でしょうということになっているというふうに聞いております。

直営でもできないことはないんですけど、例えば、運輸局への手続とか、それとか運転手もそれだけの資格を持った人をすぐ確保できなければできないということで、多分そうなん

たんだというふうに聞いております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

そんなことは言われなくてもわかっていることやない。それは住民からすれば、時代とともに要望やら変わるですよ、いろんなことで。現在みたいに高齢化社会の中で、現実的にはこれを活用している人はたくさんいるわけでしょう。やっぱりそれに対応できるように考えるべきじゃないですか。当初、確かに西鉄のバスが小松まで行ったりしていましたよ。だれでも知っている、そんなこと。しかし、時代とともに要望が変わってきて、利用する立場に立って物事を検討しなさいということは何回も言っているじゃない。その回答がこれだから。正直言って、あきれて物が言えない。おまけに園部の分校のことまで答弁している。おれはどこもそんなこと聞いていないよ。担当課長がこれを書いたんだらう、園部の分校が廃止になって、学童の送迎。園部の分校を言うなら、もっと火葬場の建設まで言わないかん。火葬場の建設のときの条件になっているんだから。あの山奥につくる場合に児童が帰りに怖いと、だから、ちゃんと送迎バスをしてくださいと。そのときの教育長がこれを約束して、ここができた。園部の分校の問題一つにしても、実際、確かに約束だからやらないかんですよ。例えば、せいぜい10人ぐらいでしょう。5人ですか。今は5人ですよ。じゃ、タクシーでやったらどうですか。年間200日なら200日ある。往復タクシーで幾ら要りますか。1,000千円超さんでしょう。これは要らんことですけど、答弁してあるから。

いずれにしても、前向きに検討してください。検討する、検討するで、いつ検討するかわかりやせん。検討するなら前向きに。じゃ、するかせんか言うてください、簡単に。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

この園部分校の廃止に伴う学童送迎については、これは廃止するということではございませんで、コミュニティーバスとして運行する場合には、どうしてもこのことを整理しないといけないというふうに考えているわけです。

それで、これは平成21年2月25日付で産業環境常任委員会の委員長の所管事務調査報告の

中でこの件について述べられているわけなんですよ。コミュニティーバスとして利用するためには、園部分校の廃止に伴う学童送迎の問題を解決する必要があると、こういうことで産業環境常任委員会でも指摘がされましたので、それはそういうことは確かにあるということで、今そういうことも含めて検討しています。

それと平田議員がおっしゃいますように、もしタクシーを利用するとすれば大体年間600千円ぐらいかかるんじゃないかというふうに試算をしております。（発言する者あり）いいえ、ただ、試算がそういうことでございます。（発言する者あり）

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

要は質問をしたことに答えてください。一言も聞いていない、そんなところはね。循環バスのサービスがどうなるかということを知っている。だから、住民の立場から見れば、もっと回る順序を考えてくれとか、バス2台で運行してくれとか、いろんな要望があるわけでしょう。やはりそれを前向きに受けとめて検討してくださいと言っているわけです。検討してもらえるんですか。それだけでいい、するかせんかだけで。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

循環バスの運行改善につきましては、運行回数の増とか経路を変えるとか、そういったことがあると思います。それと今1台で運行していますけど、例えば、2台にすれば、それはもっとよくなるだろうと思っています。

この循環バスの運行については、改善をするということで今検討をいたしております。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

前向きに検討をしっかりとってください。

次に、窓口業務について、町長のお答えでは、私はこれが一番頭にきた、きょう聞きよってですね。予約制を平成19年5月から実施いたしております。そして、しかも、月に2件しかありません、だから当分はやりませんと。どんな感覚でこんな答えを書いたのか、担当課

長。じゃ、予約制というのは住民にどこまで周知しているのか。おれは初めて聞いた、そんなの。

議長（酒井恵明君）

税務住民課長。

税務住民課長（安永靖文君）（登壇）

予約制と申しますと、電話等で予約のあった分でございます。それは広報で数度広報はいたしたと思っております。それで、10月にも広報でまた流すつもりであります。

この分につきましては、平成19年5月、町長が申し上げたとおりでございますけれども、それから実施いたしております。その前に、たしか上峰町あたりが土曜日午前中、開庁をいたしておりました。その辺も調べまして、土曜日開庁するのか、日曜日するのか、この提案が上がったのが現場の職員からでございます。もうそろそろそういうふうな要望があるんじゃないかというふうな提案がっております。しかし、上峰町あたりに聞いてみますと、全くお客さんのない日、多くて2名という話も聞いております。鳥栖市が現在、第1土曜日と第3土曜日に午前中やっております。これも多くて5名だということでございますので、しばらくそういうふうな周知を図りながら、夜間8時まで、そういうような様子を見させていただいて、あとフレックスタイムとか、いろいろありますので、それを検討していこうということで、今現在、試行的にこういうことをやらせていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

まず、やってみることが先じゃないか。じゃ、あなたはこの予約制について、どのくらい住民が周知しているとかかんでいるんですか。広報で出したというだけでしょう。恥ずかしいけど、私も初めて知った。私も家内とか、あちこちママさんバレーの人たちに聞いたけど、だれも知らん。住民の人の中で、特に、こういう問題は仕事をしている人でしょう、ほとんど。17時までに終わらないから役場でいろんな書類がとれないと、だから何とかしてくださいという要望が上がってきているわけでしょう。それに対して、予約制で電話してもらえれば20時までやりますよということが、それは住民に周知していればいいですよ。周知した上で、たった2件しかないから当分はしませんと。本当に周知していると思ってるのか。

議長（酒井恵明君）

税務住民課長。

税務住民課長（安永靖文君）（登壇）

町民の皆さん方全員に知れ渡っているかと聞かれたら、それはちょっと私もわかりませんが、先ほど議員がおっしゃったように、もちろん御存じない方もいらっしゃるというのは承知いたしております。

ただ、19年5月から21年8月までで合計で約50件程度は申請がっております。それと住民票、それから戸籍については、急に要る場合が多いと。例えば、印鑑登録にしても、あした印鑑登録が要るからということで、印鑑登録に当たっては印鑑登録証を持ってこられれば、生年月日とか住所とか一致すれば家族の方でもオーケーと。それから、住民票も戸籍も急に要る場合があると。そういう場合は、住民票であれば同一世帯の方は委任状が要らない、また、戸籍については直系親族の方は委任状は要らないというふうになっております。ただ、そうじゃない方、違う世帯の、例えば、兄弟の方であれば、委任状があれば、その場で確認できれば発行できます。ですので、果たして土曜日、日曜日あけたからといって、とり置きができるようなもの、そういうような感じでとられる場合はまず少なからうというような感じがいたしております。

そういうことで、先ほど申し上げましたように、そういうふうな状況を見ながらですね、我々は決して日曜日開庁しないというふうに申し上げているつもりはございません。しばらく様子を見させていただいて、そっちの方向も十分、先ほど言いましたように、フレックスタイムとか日曜開庁とか、そういう検討は一応いたしておりますので、御理解いただきたいと思います。（発言する者あり）

住民の方々への周知につきましても、やはり広報等で今後も十分にお知らせをしていきたいというふうに考えております。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

決して前向きな答弁ではないですね。じゃ、お願いしておきますが、今度19日に区長会がありますね、団体長連絡会が。そこでもう一回文書で徹底をしてください。（「18日」と呼ぶ者あり）18日かな、今度は。

議長（酒井恵明君）

18日。

12番（平田通男君）続

18日ですね。そして、区長さんたちがそれぞれ行政組合に回覧を回しますから、回覧でこういうことをやりますよということを周知してください。広報だけじゃ絶対広がっていない。どのくらいつかんでいるかわからないけれども、それだけは要望しておきます。

次に、下水道のことについてお伺いします。

これも正直言って頭にきました。なぜかといったら、町長に担当課長が原稿を書いているわけでしょう。これは同じような問題が鳥飼議員のところに出ていますね。私の内容はね、見てわかるように、下水道会計をスムーズにいくためには接続率を上げなさいということをしらせとっておるわけですよ。きのうの鳥飼議員の答弁の中では、接続率どころじゃないじゃない。これ以上接続率をふやしたら、三井ニュータウンなり、あるいはけやき台の能力そのものがパンク寸前だと、そういう答弁をきのうしておるわけでしょう。そしたら、私がここでこんな質問したら、しかも、それに対して答え見ていたら、全然ちぐはぐでしょう。

じゃ、今まで、もうこれは6年ぐらい同じことを言っておるわけですよ、接続率を上げなさいと。そしたら、銀行が補償をし切らないから、銀行と話し合いしたけれども、町が補助金を出すとか、あるいは補償するとかいうことはできませんと、それでずっとここまで逃げてきている。そして、きのうの鳥飼議員の答弁には、接続率を上げるどころか、もう見直さないかん。下水道事業そのものを見直さないかんということをしきのう言っているわけでしょう。それに対して、私に対する答弁は何ですか、これは。

そしたら、せっかく調べてきているから、これで聞きますけれども、町長の答弁の中では、いわゆる接続していないところが345軒あると。この数字は接続していないところの約32.2%であるというお話がございました。そうしますと、その345軒が逆に全部接続したら、もうパンクするわけでしょう、きのうの話からいうと。しかも、今度は小倉のほうがどんどんふえよると、歓迎すべきだと。収入上限を見直さないかん。どこで見直すと、そんなことを。6年間ほうっておるんだらうが、ずっと。そして、接続できない人たち、高齢者家庭、あるいはひとり住まい家庭、あるいは老朽化したおうちの家庭、その人たちは接続したいと思っても接続できない。みんな年金暮らし。当然知ってあると思うけど、銀行が金貸しませんね。70歳を超したら、銀行が金を貸しませんよ。そしたら、1軒に接続をするとし

たら、大体700千円から1,000千円かかりますね。私が百何万円かかったから。そんな金を一時に出し切らないですよ、高齢者の人は。だから、少なくとも町が裏づけをして、銀行と話し合いをして、貸してもらえるように努力してくださいと言っている。よそはやっているじゃない。何で基山ができないのよ。しかも、答弁では、これは何ですか、回収しているような町村もあるとか。やらないということの強調でしょう。逆にいえば、やらなくてもいいわけやろう。やったら、パンクするっちゃろうもん。あんた、そんなその場限りの答弁を町長に言わせておいてくさ、これはあきれて物が言えない。

何か私が言っていることは間違っていますか。きのうの鳥飼議員の質問に、ちゃんとそういう回答をしているじゃない。しかも、事業計画そのものが福岡県との処理場との関係で危ないわけでしょう、極端に言えば。いつできるかわからんとか、だから、見直しをしなくちゃいけないとか。そして、さっきの町長の答弁の中では、山ろくのほう、1区とか2区、あるいは4区、6区、5号線から上のほうですね、そういうところについては浄化槽で見直すと言っていますね。何日か前の町長の町政報告の中では、じゃ、浄化槽の申請は何件あったんですか。町長は6件と答えたでしょう。じゃ、6件の中にこの山ろく地区は何件入っていますか。これは答え切るだろう、担当課長。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

今の家庭用浄化槽設置補助の申請は6基ですが、これは山ろくと言われますが、事業認可区域外しか申請できません。だから、山手のほうでございます。

それから、先ほどの件、昨日、鳥飼議員に答弁申し上げましたのは、面的整備が非常にきつくなっているということを申し上げたわけでございます。処理能力の問題で、これ以上の面積整備はなかなか難しいんじゃないかということを申し上げております。

議長（酒井恵明君）

課長、山ろくというのは、県道17号線よりか西ということ。

まちづくり推進課長（平野 勉君）続

ああ、そういう意味ですか。

議長（酒井恵明君）

いんにゃ、知らん。いんにゃ、そういうふう言うたが住民の方はわかりやすいと。山ろ

く。そいけん、その辺は……

まちづくり推進課長（平野 勉君）続

申しわけありません。平田議員はバイパスから上ということを出るくと申されておりましたので、ちょっとそこを正確な数字は覚えておりませんが、たしか半分はバイパスより上だったと思っております。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

そうしますと、今、下水道事業を見直すというふうなお話が進んでおりますが、具体的に、はっきり言って5号線から上、今まで全然手つかずのところね、その中で浄化槽の普及率は何%と見ているんですか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

正確な数字は存じておりませんが、30%ぐらいの普及率だったと思います。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

それでは、これはお願いですが、今後、特に山ろくから上のほうの下水道事業というのは、今のところ全く具体的な計画性はないわけですね。いつあるかわからないということになると、積極的にそういう農村集落排水なり、いろんなやり方もあるだろうと思う。あるいは家庭浄化槽を広げる方法もあるだろうと。そのことについてのPRをして、たった6件ぐらいしか集まらないような形じゃないでしょう、PRすれば。それは早く打ち出してほしいと思います。これは要望しておきます。

それからもう1つ、時間がありませんが、改造資金あっせん制度が採用されない理由は、銀行が頭を縦に振らんというような答弁でしたが、今まで何回話し合いしましたか。どこと、はっきり教えてください。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

この融資あっせん制度についての協議は、基山町の指定金融機関であるJAとしております。それで、これが平成18年度で一応この協議が打ち切りになっている状態でございます。（「ゼロね。はい、もういいです。これはやるまで何回も質問をやります。それで終わります」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

以上で平田通男議員の一般質問を終わります。

本日は以上をもちまして散会といたします。

～ 午後 3 時38分 散会～